

## 構成員からの御質問について

(目次)

1	厚生労働省による遺骨収集に関する啓蒙活動の取組について	1
2	若い世代の遺骨収集事業へのボランティア参加について	4
3	日本・アメリカ・ドイツにおける遺骨収集の取組について	5
4	現地での焼骨について	6
5	鑑定体制の充実について	15
6	目標設定について	16
7	海外資料調査により得られた情報(埋葬地点を推定した情報)を地理情報システムにより 閲覧することについて(竹之下構成員配布資料)	18



## 1 厚生労働省による遺骨収集に関する啓蒙活動の取組について

### 【構成員意見】

遺骨収集事業については、遺族への理解活動と、国民への啓蒙部分が欠かせないと思う。厚労省として一般国民に対してどのような啓蒙活動を行っているのか。

### 【現状】

- 厚生労働省のホームページを活用して、遺骨収集の進捗状況等について、逐次公表している。
- パンフレット(別紙)を作成し、千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式の間を通じて配布しているほか、パネル展示も行っている。
- 関係する広報誌(月刊厚生労働)などにも活動状況、遺骨収集の進捗状況を掲載している。
- 公開の会議である「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」を開催することにより、遺骨収集に関し関係者の合意形成を図るとともに、広く国民の理解増進につなげることを期待している。

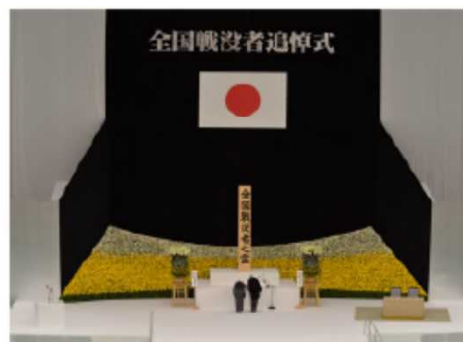
# 戦没者慰霊事業の概要

令和元年 5月  
厚生労働省 社会・援護局

## 1 全国戦没者追悼式の举行

先の大戦による戦没者を追悼し、平和を祈念するため、毎年8月15日は「戦没者を追悼し平和を祈念する日」とされ、政府主催により、天皇后両陛下御臨席のもとに「全国戦没者追悼式」を日本武道館で举行しています。

この式典には戦没者御遺族をはじめ内閣総理大臣、衆議院・参議院両院議長、最高裁判所長官のほか各界代表の方々が多数参列されます。



## 2 千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式の举行

毎年5月下旬、厚生労働省主催により、海外（硫黄島を含む）から持ち帰られた戦没者の御遺骨のうち、御遺族に引き渡すことのできない御遺骨を東京都千代田区にある「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」に納骨し、併せてこの墓苑に納められている御遺骨に対して拝礼を行う「千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式」を皇族御臨席のもとに举行しています。

なお、これまでの納骨数は約37万柱となっています。



## 3 遺骨収集の実施

海外（硫黄島、沖縄を含む）での戦没者約240万人の遺骨収集は、昭和27年度から南方地域で開始されました。その後、平成3年度からは旧ソ連地域での抑留中死亡者について、さらに平成6年度からはモンゴル地域での抑留中死亡者についても遺骨収集を実施しています。

さらに、平成15年度からは、御遺骨を御遺族のもとへ可能な限り引き渡すため、DNA鑑定を実施しています。

陸海軍部隊や一般邦人の引揚者が持ち帰ったものを含めると、これまでに約128万柱の御遺骨を収



容していますが、戦後70年余りが経過し、戦友等から提供される遺骨情報が減少しています。このため、平成18年度以降、民間団体等の協力を得た未送還遺骨の情報収集や、海外の公文書館での資料調査を強化してきました。

こうした中、平成28年3月に「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成28年法律第12号）が成立しました。戦没者の遺骨収集が国の責務と位置づけられたほか、令和6年度までの期間を遺骨収集施策の集中実施期間とすることや、関係行政機関と連携協力を図ることが規定され、同年5月には「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。また、同年8月には、戦没者の遺骨に関する情報収集や遺骨収集を行う者として一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会を指定し、同協会とともに遺骨収集を実施しています。



遺骨収容（ハバロフスク地方）



遺骨収容（パラオ諸島）

#### 4 慰霊巡拝と戦没者慰霊碑の建立

厚生労働省では、旧主要戦域や遺骨収集を実施できない海域で戦没者を慰霊するため、昭和51年度から慰霊巡拝を計画的に実施しています。また、旧ソ連とモンゴル地域では、抑留中死亡者の埋葬地等を訪れる慰霊巡拝を実施しています。

さらに、戦没者遺児が旧戦域の人々と戦争犠牲者の御遺族という共通の立場で交流し相互の理解を深め、今後の慰霊事業の円滑な推進を図るため、広く戦争犠牲者の慰霊追悼を行う慰霊友好親善事業を平成3年度から実施しています。

厚生労働省では、戦没者への慰霊と平和への思いを込めて、昭和45年度以来、硫黄島と海外14か所に戦没者慰霊碑を建立しました。旧ソ連地域については、埋葬地のある地方毎に小規模な慰霊碑を順次建立しています。



現地慰霊（イルクーツク州）



現地慰霊（フィリピン）

戦没者慰霊碑建立状況

慰霊碑の名称	建 立 地	竣工年月日
硫黄島戦没者の碑	東京都小笠原村硫黄島	昭46.3.26
比島戦没者の碑	フィリピン共和国 ラグナ州カリラヤ	昭48.3.28
中部太平洋戦没者の碑	アボ合衆国自治領 北マラナオ諸島サイレン島マビ	昭49.3.25
南太平洋戦没者の碑	バブアニューギニア独立国 東ニューブリテン州ラバウル市	昭55.9.30
ビルマ平和記念碑	ミャンマー連邦共和国 ヤンゴン市	昭56.3.28
ニューギニア戦没者の碑	バブアニューギニア独立国 東セビック州ウエワク市	昭56.9.16
ボルネオ戦没者の碑	マレーシア ラブアン市	昭57.9.30
東太平洋戦没者の碑	マーシャル諸島共和国 マジュロ島マジュロ	昭59.3.16
西太平洋戦没者の碑	パラオ共和国 ベリリョー州ベリリョー島	昭60.3.8
北太平洋戦没者の碑	アボ合衆国 アラスカ州アラスカ州アムチン列島	昭62.7.1
第二次世界大戦慰霊碑	インドネシア共和国 バブア州ピアク島パライ	平 6.3.24
インド平和記念碑	インド マニプール州インパール市ロクバチン	平 6.3.25
日本人死亡者慰霊碑	ロシア連邦 ハバロフスク地方ハバロフスク市	平 7.7.31
樺太・千島戦没者慰霊碑	ロシア連邦 サハリン州樺太区ミルヌイフ	平 8.11.1
日本人死亡者慰霊碑	モンゴル国 ウランバートル市	平13.10.15



硫黄島戦没者の碑



比島戦没者の碑



中部太平洋戦没者の碑



南太平洋戦没者の碑



ビルマ平和記念碑



ニューギニア戦没者の碑



ボルネオ戦没者の碑



東太平洋戦没者の碑



西太平洋戦没者の碑



第二次世界大戦慰霊碑



インド平和記念碑



日本人死亡者慰霊碑（ロシア）



樺太・千島戦没者慰霊碑



日本人死亡者慰霊碑（モンゴル）

## 2 若い世代の遺骨収集事業へのボランティア参加について

### 【構成員意見】

若い世代の戦争に対する記憶が風化している。若い人にボランティアとして参加していただくことで、人手としてのみならず、戦争の悲惨さ、平和の尊さを学んでいただく良い機会である。行政としてボランティアへの側面的支援を行うべきであり、メディアへの働きかけを含めて、そのような機運作りが大事である。

### 【現状】

- 先の大戦の記憶を次世代へ継承し、遺骨収集の担い手を確保する上でも、広報、普及啓発を通じ、本事業の意義を若い世代にも伝えて、参加を呼び掛けていくことは重要。
- 遺骨収集事業では、従来よりJYMA日本青年遺骨収集団や国際ボランティア学生協会の協力により若い世代の参加も進められている。

### 3 日本・アメリカ・ドイツにおける遺骨収集の取組について

#### 【構成員意見】

遺骨収集の担い手をボランティア重視にしていくのか、厚労省が主管のままで行って良いのか、戦後70年が経過して、例えばドイツでは戦没者の遺骨をどのようにしているか参考にするなど、幅広く考えるべきである。

	日本	アメリカ	ドイツ
1 戦没者遺骨・遺体の取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今次の大戦により、海外（沖縄、硫黄島含む）で死亡した日本国の戦没者の遺骨の収容、本邦への送還及び当該戦没者の遺族への遺骨の引き渡し等を国の責務として実施</li> <li>・厚生労働省及び（一社）日本戦没者遺骨収集推進協会が連携して実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次世界大戦での行方不明者の調査、収容、身元特定、遺族への引き渡しの一連の作業を実施</li> <li>・国防総省捕虜・行方不明者調査局（DPAA：米国が関与した過去の紛争における捕虜又は行方不明者に係る調査を目的とした機関）が実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外で遺骨を収容し、現地墓地で埋葬</li> <li>・海外では、国から委託を受け、公益法人であるドイツ戦争墓地維持国民同盟（VDK）（通称：フォルクスブント）が墓地を整備・管理</li> <li>・国内では、国が墓地を整備（州等が管理）</li> </ul>
2 遺骨収集の現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外戦没者約240万人中、約128万柱を送還</li> <li>・未収容遺骨約112万柱のうち、海没等収容困難な約53万柱を除く約59万柱が収集可能（※1）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次大戦での戦没者約40万人、うち約7万2千人が未だ行方不明（※2）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次大戦での戦没者約430万人、うち約120万人が行方不明</li> <li>・欧州及び北アフリカにおいて、戦没者約280万人の墓地を整備・管理（※3）</li> </ul>
3 鑑定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・形質人類学的鑑定</li> <li>・遺留品等の確認</li> <li>・DNA鑑定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認識票等の物証分析により確認</li> <li>・形質人類学的鑑定</li> <li>・法歯学により分析</li> <li>・DNA鑑定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認識票により確認</li> </ul>
4 所管省庁・実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省</li> <li>・（一社）日本戦没者遺骨収集推進協会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国防総省捕虜・行方不明者調査局（DPAA）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外務省（事業委託）</li> <li>・ドイツ戦争墓地維持国民同盟（VDK）（事業実施）</li> </ul>

※1 令和元年6月末現在。

※2 DPAAのホームページより引用。

※3 ドイツの埋葬戦没者数はVDKホームページより引用（2019年4月現在）。



## 4 現地での焼骨について

### 【構成員意見】

- 遺骨の一部を検体として採取した上で遺骨を現地で焼骨しているが、直ちにやめていただきたい。自分が36、7年前くらいに遺骨収集に参加した際には、一晩かけて丁寧に焼骨していた。しかし、H24年に参加した際には、数時間で油をかけて焼骨をしていた。箱に収まらないと、遺骨を手で押すようにして入れて損壊している。派遣期間が短縮されそのようなことがまかり通っている。ある遺族は、米軍の火炎放射器で焼かれ、油をかけてまた焼かれ、2度焼かれていると言っていた。現地焼骨はやめるべき。
- 南方は基本的に遺骨を焼骨しないで持ち帰るのが良いのではないか。
- 南方はわからないが、ロシアだと、DNA鑑定に適した部位は複数とれる。遺骨を全部日本に持って帰れるのかなという懸念。検体として取れるところは取って、その他は現地で焼骨するやり方でよいのではないか。どんなに風が吹いていても現地焼骨を行うと、炎も煙もすぐに日本に向かっていく。遺族としては、この50年、60年眠った土地に感謝をしながらお骨にして連れて帰ってあげたい。皆そう感じている。現地焼骨は遺族にとって大切なものである。
- 現地で焼骨しない場合のコスト、遺骨の保管場所や管理費など、考えられる土台がいくつかできた。
- 現地での焼骨に関しては遺族の意見もあるので、丁寧に考える必要がある。



## 1 戦没者遺骨の現地での焼骨についての現在の考え方

- 我が国では、死者を弔うため、慣習として、広く焼骨が行われている。現在は、戦没者遺骨からDNA鑑定用の検体を採取した後に、残りの遺骨を、慰霊行事の一環として、現地で焼骨している(焼骨・追悼式を実施。)
- DNA鑑定用の検体を採取する部位については、専門家の意見を伺い、これまで拡大してきたところ。  
平成15年度から、記名等のある遺留品等を手掛かりに関係遺族を推定できる場合には希望する遺族に対して国費により身元特定のためのDNA鑑定を実施。検体は歯。平成29年度からは、歯に加え、四肢骨を検体に追加。

## 2 今後の考え方(案)

- DNA抽出の可能性を高めるため、側頭骨の錐体部も検体として持ち帰ることとしてはどうか(現地で錐体部を切り出すことはせず頭蓋骨を持ち帰る)。その場合、ほぼ全ての遺骨を焼骨せずに持ち帰ることになる。
- 遺族等関係者の合意が得られることを前提として、原則として、現地で焼骨をせずに、日本でDNA抽出の後に焼骨することについてどう考えるか。(仮に現地で焼骨を行わない場合も、現地で追悼式を実施する。)

## (参考1) 現地での焼骨の様子(現状)



### ○焼骨・追悼式

- ・ 焼骨にあたっては、遺骨収集団及び現地協力者等による焼骨・追悼式を実施している。



### ○点火、焼骨

- ・ 焼骨用檣の上に遺骨を安置し、檣の下部に点火するが、着火しやすいように檣の下部に灯油をかけている。
- ・ 灯油の使用にあたっては、安全はもとより遺骨に灯油がかからないよう細心の注意を払っている。
- ・ 焼骨用檣に使用する木材が燃えにくい場合、複数回灯油を使用しても燃えず、黒く燃え残ることもある。
- ・ 通常、焼骨には4時間程度を見込むが、遺骨の分量により所要時間は様々。
- ・ 参加御遺族から、「遺骨の形が失われてしまう。」として、焼骨を切り上げるように要請される場合もある。



### ○骨上げ



※ 焼骨後の遺骨は、白布の遺骨袋に収め、遺骨箱に収める。  
遺骨箱は帰還までの間、仮安置用の部屋に安置する。

## (参考2) 焼骨・追悼式次第例(平成30年8月4日)

- 1 開 式
- 2 黙 禱
- 3 追 悼 の 辞
  - ・旧ソ連抑留中死亡者遺骨収集派遣(ハバロフスク地方:第1次)派遣団長
  - ・一般財団法人 日本遺族会 代表
  - ・特定非営利活動法人 JYMA 日本青年遺骨収集団 代表
  - ・特定非営利活動法人 国際ボランティア学生協会 代表
- 4 献 花
  - ・旧ソ連抑留中死亡者遺骨収集派遣(ハバロフスク地方:第1次)派遣団長
  - ・来 賓
  - ・一般財団法人 日本遺族会
  - ・特定非営利活動法人 JYMA 日本青年遺骨収集団
  - ・特定非営利活動法人 国際ボランティア学生協会
  - ・厚生労働省
  - ・参 列 者
- 5 拝 礼
- 6 点 火
- 7 閉 式

※ 次第内容は、現地事情により変更する場合がある。

○ 現地で焼骨しない場合のコスト増要因として想定されるものは以下のとおり。

- 消耗器材費(遺骨箱、遺骨袋、遺骨箱覆<sup>おおい</sup>)
- 借料及び損料(列車・自動車等借上料、現地等における遺骨安置室借上料、日本国内における遺骨保管場所借上料等)
- 光熱費(遺骨保管場所空調費)
- 雑役務費(火葬料:国内)
- 通信運搬費(超過運搬料(航空機等))
- 未焼骨で送還することに伴う各種人的コスト

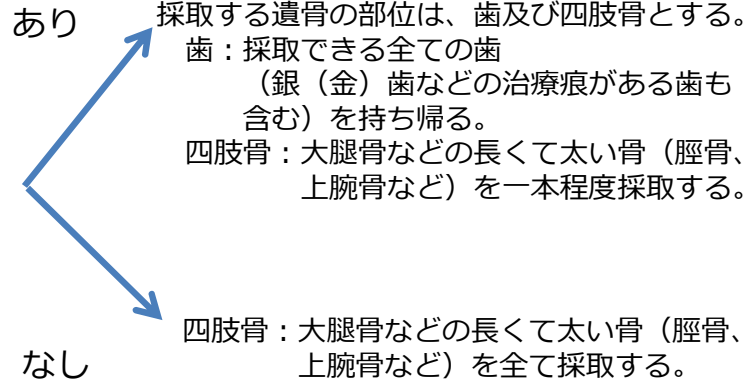


# DNA鑑定の対象となる検体の採取について

## <現在>

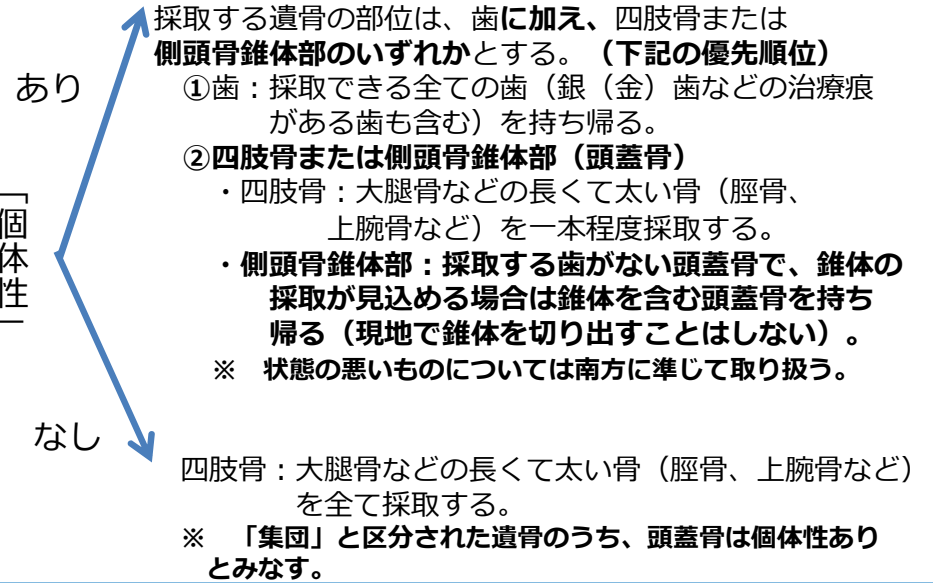
旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地

「個性性」



## <今後の対応案>

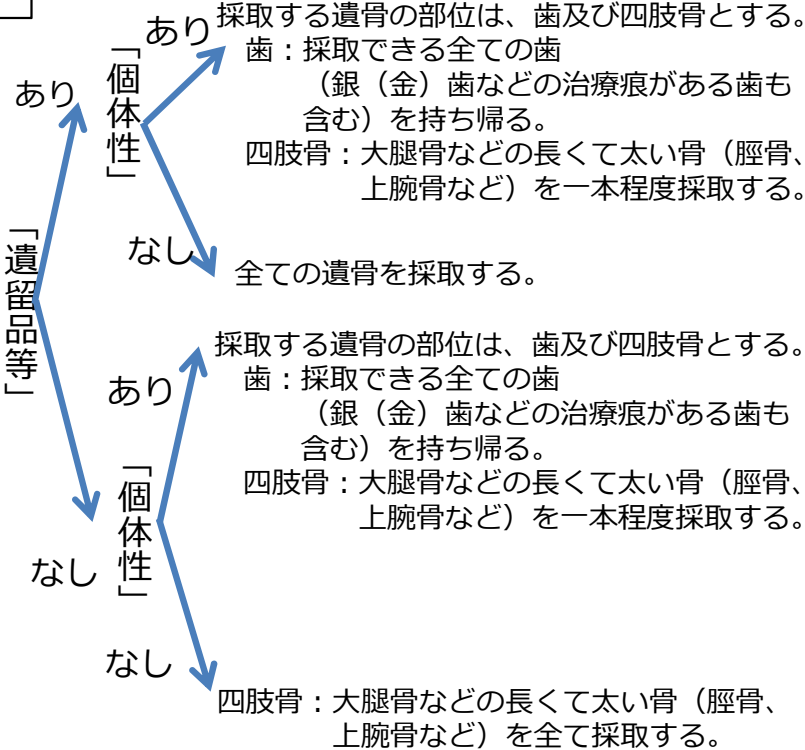
「個性性」



## <現在>

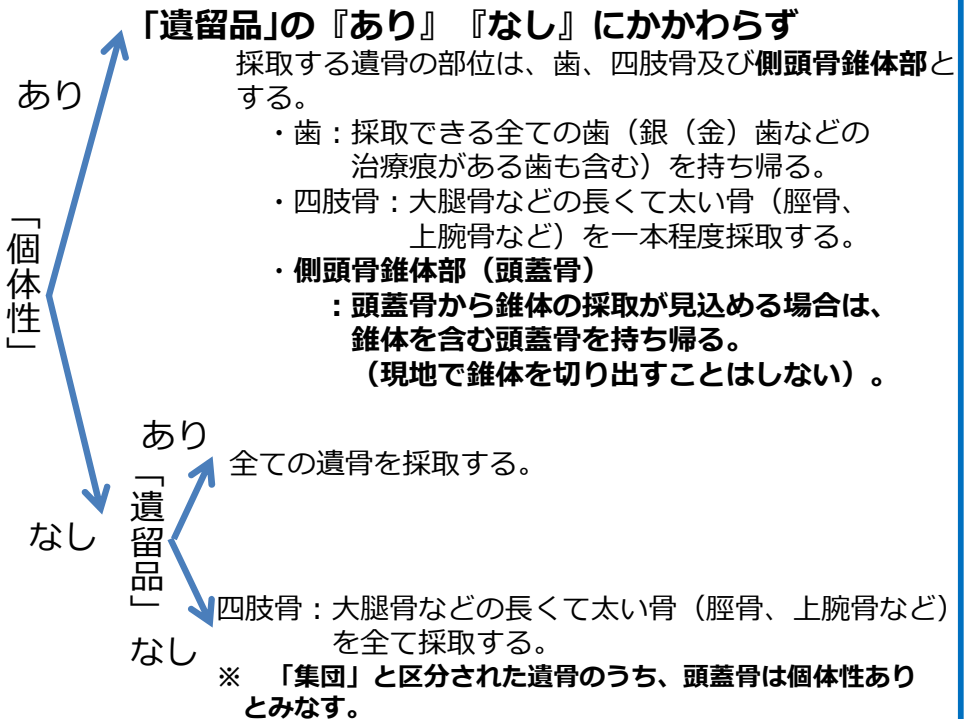
南方等戦闘地域

「遺留品等」



## <今後の対応案>

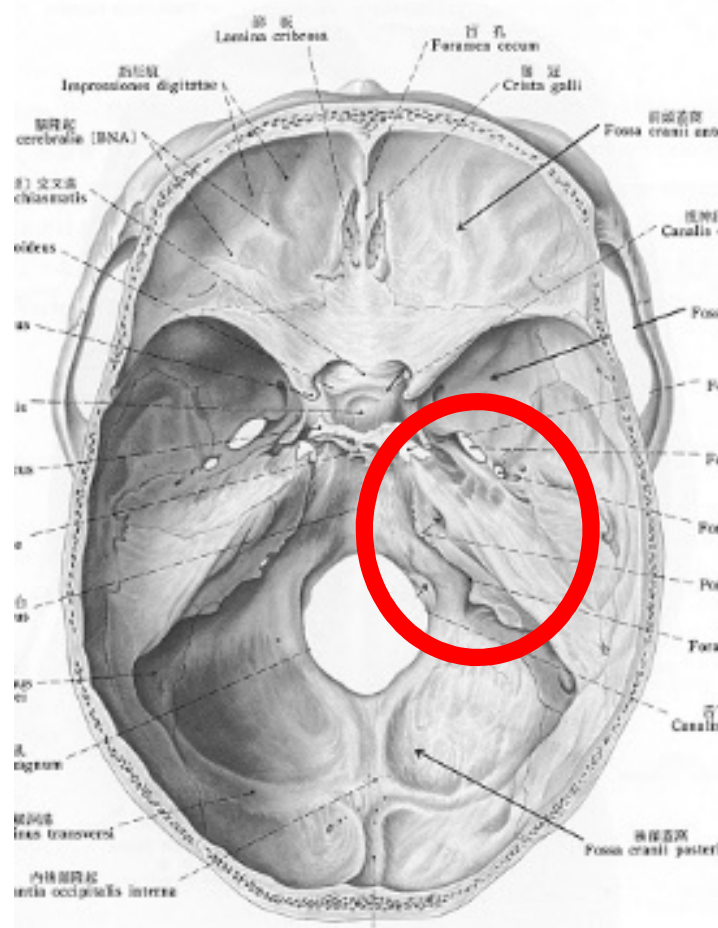
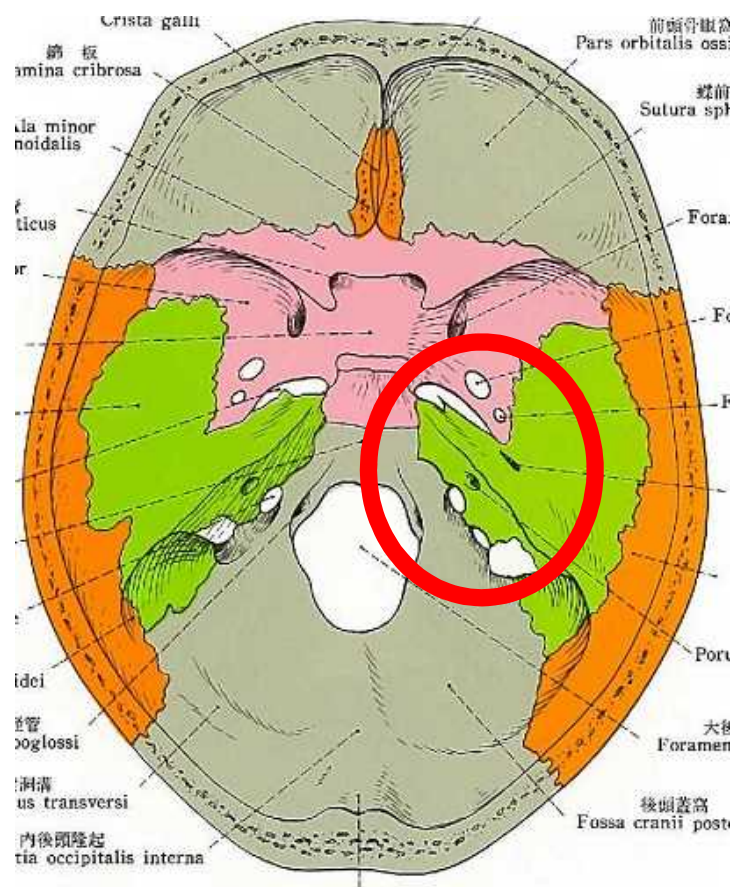
「個性性」



## (参考) DNA鑑定用の検体とする部位について

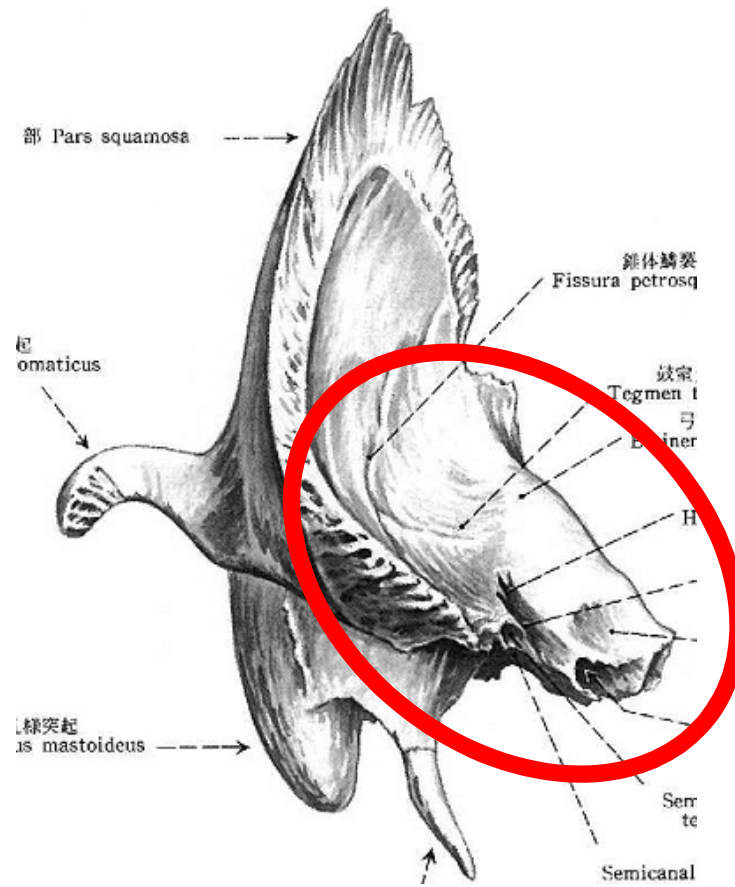
- 古い遺骨でも比較的DNA型情報の保存状態が良いとされる歯を検体として、DNA鑑定を実施。
- 平成29年4月からは、「DNA鑑定人会議」における議論も踏まえ、四肢骨も検体として採取し、DNA鑑定を実施。
- 側頭骨錐体部もDNAの保存状況が良く、検体として適しているとの意見がある。

### 【図解】側頭骨錐体部の位置



出典:「分担解剖学1」(1950, 1982)金原出版

# 【図解】側頭骨を前から見たところ

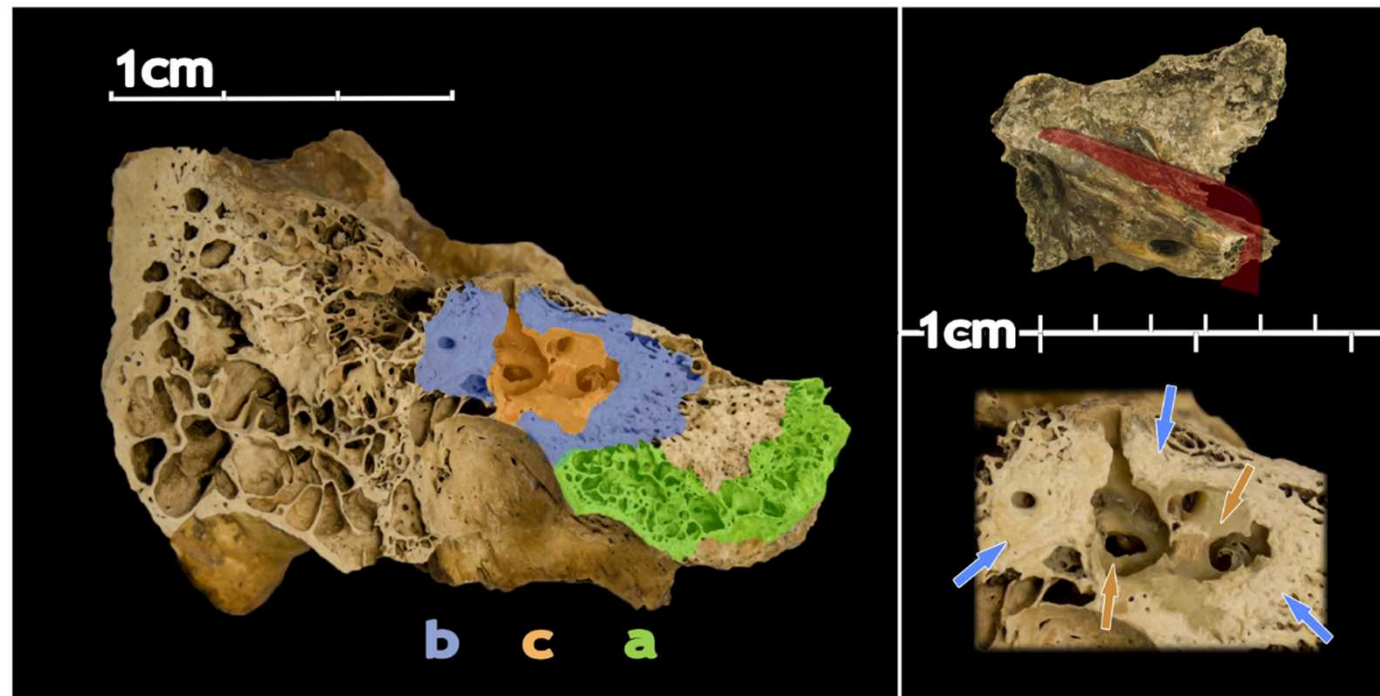


出典:「分担解剖学1」(1950, 1982) 金原出版

## 【側頭骨錐体部の断面】(DNA検体に好適な部位)

Pinhasi et al. (2015) は、下図c(オレンジ色で塗られた部分)の部位が、DNA検体として好適であることを報告している。(1万年前から1800年前までの古人骨の場合)

- a. 海綿骨部分
- b. 耳胞を取り巻く緻密な皮質骨
- c. 耳胞内部の緻密な部分



(出典) Pinhasi et al. Optimal Ancient DNA Yields from the Inner Ear Part of the Human Petrous Bone  
PLOS Published: June 18, 2015



## 5 鑑定体制の充実について

### 【構成員意見】

鑑定体制強化の方策について、国としてどのように考えているのか。

### 【考え方】

- 鑑定の安定的な実施や鑑定機関の技術の向上のためには、下記のような取組が考えられるところであり、必要な支援を行うことを検討中。
  - ・ 鑑定に御協力いただいている大学の数が増えるような取組の実施  
（これまでに、日本人類学会に参加し、パンフレットの配布やパネル展示を行う等の取組を実施している。）
  - ・ 鑑定に御協力いただいている大学の研究者が、鑑定に専念できる体制の確保
  - ・ DNA抽出からDNA型判定に至る作業工程を、鑑定に御協力いただいている大学毎に分業化することによる効率化
  - ・ 戦没者遺骨に関する研究の支援
  - ・ 戦没者遺骨から得られた情報・技術の学術的利用の推進
  - ・ 上記取組を通じた人材育成

## 6 目標設定について

### 【構成員意見】

- 112万柱がまだ海外に眠り、およそ60万弱が可能性として残っている中で、近年の収容数は1000柱を切っている状況。その辺を含めてトータルのプランを考える必要がある。また、この会議の趣旨は今後の6年間でどのようにするかである。厚労省から推進協会に情報を落として、できることをやるしかない。
- 集中実施期間における目標は、短期、中期、長期で段階を踏んだ形で目標設定するのが現実的。人材確保や体制整備を集中実施期間終了後どうするのが漠然としたままだと、細かい議論ができない。そのような意味で長期的なグランドデザインを議論する必要がある。少なくとも見通しを立てておく必要がある。
- 収集の目標設定は必要だと思う。遺族の方々の期待を考えれば、できる限り多くの収集をすることと実現可能性との間でぎりぎりの作業をした上での目標があるべき。第1段階、第2段階と、段階的な目標設定を考えるべきではないか。収集作業をする人の問題、現地政府の協力を含め、現時点でやり得る努力は最大限にすべき。残る部分については、将来にわたってのものとして、次なる目標の中で処理していくべき。
- 現地での遺骨収集を行う際に、今年度はどこをやる、あるいは何年間にわたってどこの地域を優先的にやるといった計画はあるのか。情報が完璧であることはあり得ない。人員の限界、相手国政府の対応がある中で、この事業を進めていかなければならない。目標設定をすること、グランドデザインが大事ということは承知しているが、それと同時に当面の6年間何をしていかなければならないかを、例えば、地域的な優先を考えたほうが良いのではないかと思う。例えば夏はロシアに重点を置く、秋以降は南方の中でも特に重点を置く地域を優先するなどが考えられるのではないか。

## 【考え方】

- 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成28年法律第12号)により、戦後80年を迎えるまでを目処に、令和6年度までを集中実施期間と定められた経緯を踏まえ、まずは、この集中実施期間における目標をどのように設定すべきか、御議論いただきたいと考え、事務局案を提示させていただく。
  
- ※ 戦没者の遺骨収集は、御遺骨の所在に関する具体的な情報が得られる限り、集中実施期間終了後も継続していくものと認識しており、その実施に必要な体制も確保していくものと考えている。
  
- ※ 集中実施期間経過後の事業及び体制のあり方については、今回御議論いただいている集中実施期間の目標への取組状況を踏まえ、適切な時期に本検討会議で改めて御議論いただきたいと考えている。

## 7 海外資料調査により得られた情報（埋葬地点を推定した情報）を 地理情報システムにより閲覧することについて

- 日本戦没者遺骨収集推進協会は、  
（一財）日本遺族会、（公財）大東亜戦争全戦没者慰霊団体  
協議会、（一財）全国強制抑留者協会、東部ニューギニア戦友・遺族会、全国ソロモン会、  
水戸二連隊ペリリュー島慰霊会、特定非営利活動法人太平洋戦史館、硫黄島協会、  
特定非営利活動法人JYMA日本青年遺骨収集団、  
特定非営利活動法人国際ボランティア学生協会、小笠原村在住硫黄島旧島民の会、  
特定非営利活動法人日本地雷処理を支援する会、（公社）隊友会  
の13の社員団体より構成される団体である。
- 現在は、厚労省から推進協会事業第1部に、海外資料調査により得られた情報をエクセル媒体で  
提供いただいております、同部から、派遣に参加する社員団体のメンバーに提供している。
- また、推進協会事業第2部は、平成30年7月より海外資料調査情報をパソコン上の地理情報システム  
（ArcGIS）で閲覧可能であり、現在は同部の担当者のみが閲覧している。
- 今後、推進協会内の各社員団体にも、海外資料調査情報をArcGISで閲覧していただく予定であり、  
推進協会事業第2部が協会内で説明会を実施した上で、社員団体向けの説明会を実施する予定。



**集中実施期間における目標設定について**  
**(事務局説明資料)**



# 戦没者遺骨収集の現状及び課題について

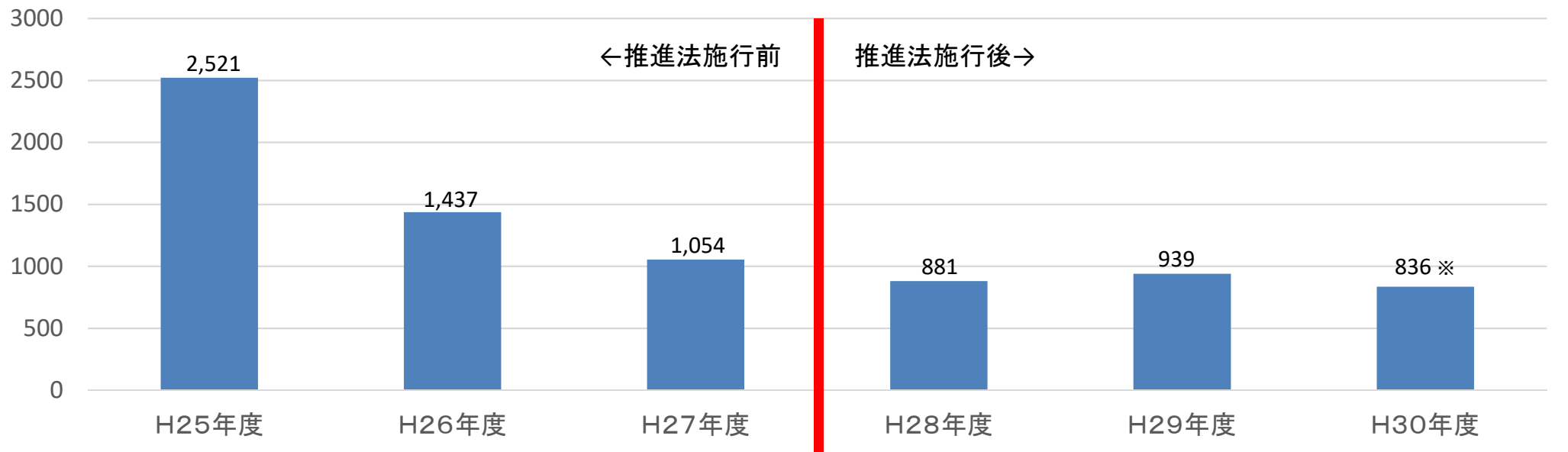
## (現状)

- 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成28年法律第12号)成立前後の3年間を比較すると、推進法施行後、収集した遺骨の数は減少し、年間1,000柱以下で推移。
- 遺骨の所在に関する情報が遺骨収集の出発点となることから、これまで、主に戦友等(在外公館経由の現地住民等含む)から寄せられる遺骨の所在に関する情報や、現地調査の情報に基づき、調査・収集を実施。
- 戦後70年以上経ち、戦友等から寄せられる情報が減少している。

## (課題)

⇒ 集中実施期間の3分の1を終えた現時点で、出来るだけ多くの遺骨を収集するために、計画的に遺骨収集を実施する必要がある。そのための目標をどう設定するか。

戦没者遺骨収集柱数の推移



※一部鑑定中のため暫定値

## 情報収集の取組

(現状) 戦後70年以上過ぎ、関係者の高齢化により、当時の状況を知る方が少なくなる中、従来戦友や関係団体、在外公館経由で現地から寄せられてきた遺骨の所在に関する情報が、今後さらに減少していくと見込まれる。

(対策) 海外資料調査等で収集した埋葬地等に関する資料を精査・分析し、その結果を調査や遺骨収集に活用する。

### 【南方等の戦闘地域】

○遺骨収集推進法及び基本計画に基づき、海外資料調査を実施。

⇒海外資料調査で入手した情報に基づく調査を今後実施。(P3～)

○戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号)(抄)

(情報の収集等の推進)

第6条 国は、戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集、整理及び分析を推進するため、国内外の施設等において保管されている関係する文献の調査その他の情報の収集を行うために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

○戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画(平成28年5月31日閣議決定)(抄)

1 (2) 集中実施期間

・政府は、推進法第3条第2項の規定を踏まえ、平成28年度から平成36年度までを戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間(中略)とし、平成29年度までに今次の大戦の交戦国の国立公文書館等に所蔵されている文書等の収集(中略)や戦没者の遺骨収集を実施する地域における現地調査(中略)といった戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集(中略)に集中的に取り組み、それらの情報等をもとに戦没者の遺骨収集を実施するものとする。

2 (2) 情報の収集、整理及び分析

・情報収集については、厚生労働省の指導監督の下、指定法人が、必要に応じて現地の事情に精通した者や専門的な知見を有する者等各種の民間団体等の協力を得ながら、事業計画に基づき、実施するものとする。(以下略)

・収集した情報の整理及び分析については、本計画の策定前に収集した情報も含め、厚生労働省が行うものとする。

### 【旧ソ連抑留中死亡者埋葬地】

○旧ソ連との協定に基づき旧ソ連から提供された埋葬地に関する資料等を保有。

⇒同資料に基づく調査を引き続き実施。(P10)

## 海外資料調査

### 情報の収集

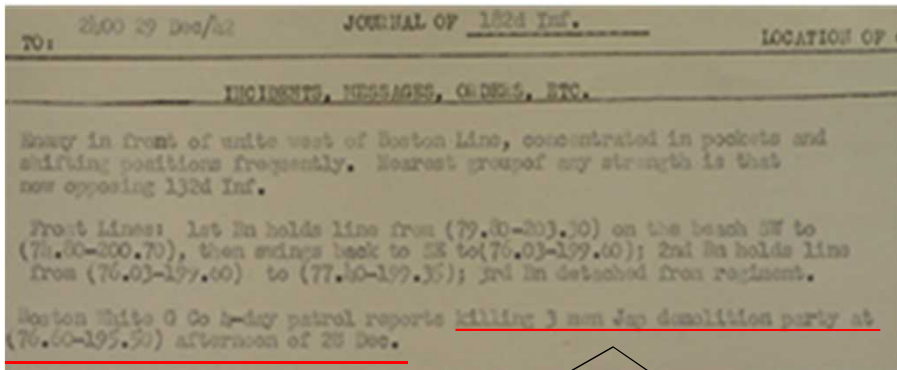
交戦国国立公文書館等に所蔵されている、交戦国陸海軍部隊等が作成した、第二次世界大戦中及び戦後直後の戦闘報告書、医療関係記録、捕虜関係記録、地図、写真、映像等から、日本人戦没者の埋葬等に関する記述を抽出・取得・分析することにより、有効な遺骨情報を収集。

平成28年度及び29年度に以下の施設で資料調査を実施。資料の閲覧を行い有効情報（埋葬、戦没に関する情報）と参考情報（手掛かりとなる情報）の記述のあるページを撮影。

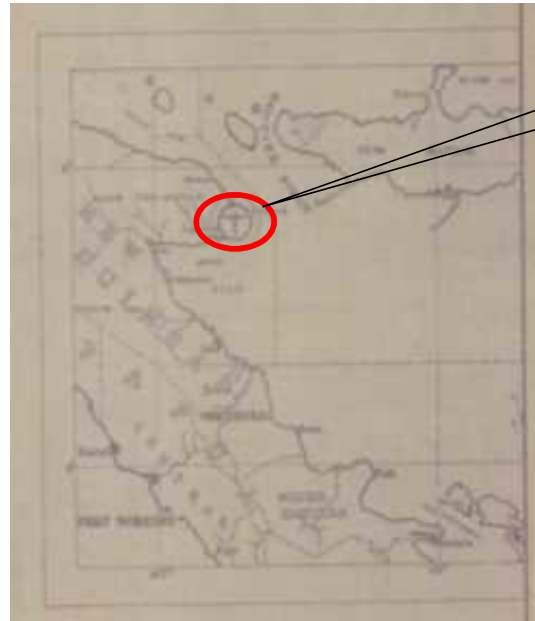
- アメリカ：国立公文書館、議会図書館（メリーランド州、ワシントン）
- オーストラリア：国立公文書館、戦争記念館、国立図書館（キャンベラ、メルボルン）
- イギリス：国立公文書館、帝国戦争博物館、大英図書館、国立陸軍博物館（ロンドン）
- ニュージーランド：国立公文書館、空軍資料館（ウェリントン、クライストチャーチ）

東部ニューギニア・フィンシュハーフェン地域における埋葬地の位置を示している。

↓資料実物（文章）



ソロモン諸島・ガダルカナル島において旧日本兵が亡くなった日時や場所を示していると思われる記述。



↑資料実物（地図）

↓米国国立公文書館外観





## 海外資料調査

### 整理及び分析

取得した有効情報の精査、翻訳、整理、埋葬地点推定

#### 【翻訳】



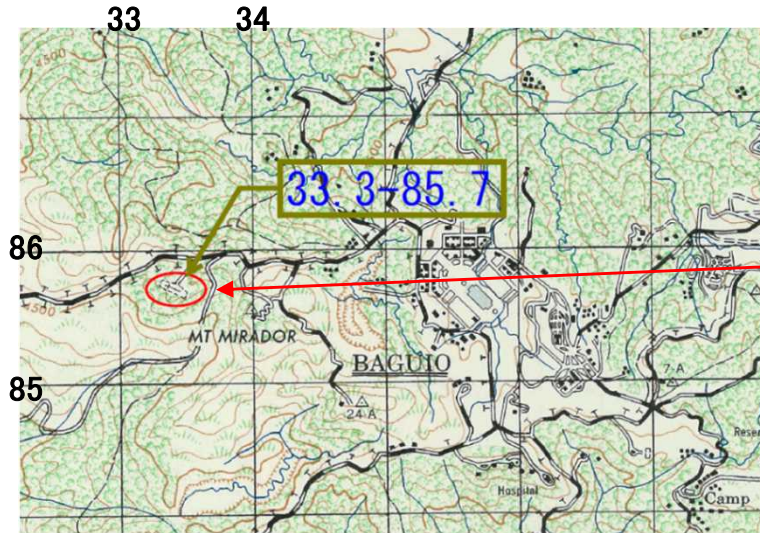
赤線の記述部分を翻訳

#### 【整理】(例)

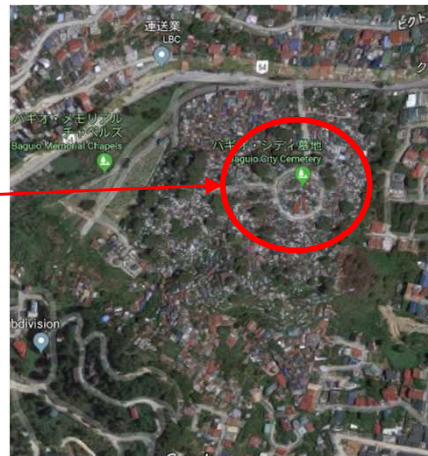
No.	ファイル情報										埋葬情報				翻訳		
	取得年度	施設名	レコードグループ	資料名	軍/軍団/師団/その他	シリアルNo.	画像No.	日付(年/月/日)	戦闘部隊名	戦闘地域	(国)州・島名	埋葬場所	グリッド地図 地図ファイル名 縮尺	グリッド番号		埋葬人数	埋葬箇所数(墓)
1	H26	米国公文書館	RG407	337-2.3(24322)G-2 Journal File - 37th INF DIV - 2801-2900(21-24 Apr 45)~8632"	第37歩兵師団	825	PA10071	1945.4.23	E中隊	フィリピン	ルソン島ベンゲット州	33.3-85.7		33.3-85.7	45		E中隊は4月23日の遅い時間、33.3-85.7地点の墓地付近の敵のポジションを攻撃し、日本兵45人を殺害、埋葬した

記述内容をエクセルで整理

#### 【埋葬地点推定】



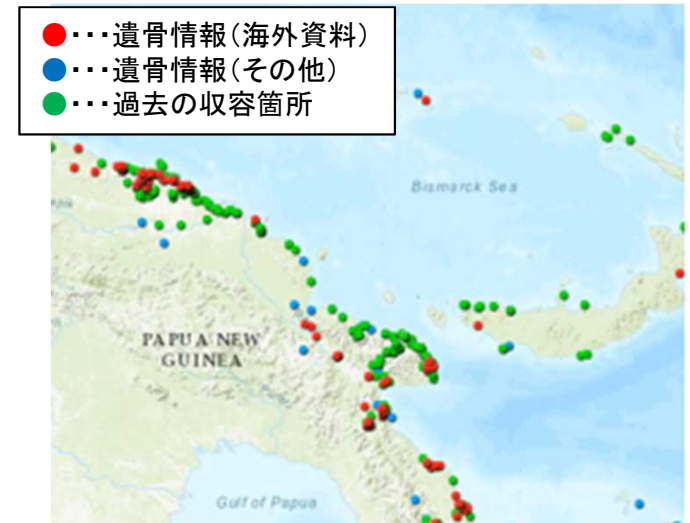
《グリッド地図》



《現在: Google》

グリッド番号等から対応するグリッド地図を探し埋葬地点を推定

#### 【情報の可視化】



埋葬地点を推定した情報等を可視化

# 南方等戦闘地域に関する情報(戦没者遺骨調査及び収集の実際) ③

## 平成30年度東部ニューギニア遺骨収集派遣(オロ州エオラクリーク)

派遣期間:平成31年2月15日~2月19日(5日間)※オロ州エオラクリーク地区の調査部分のみ

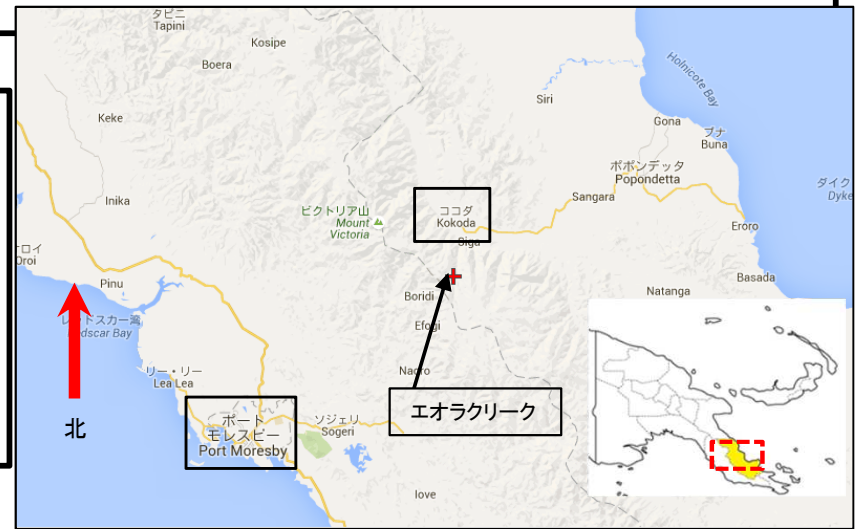
派遣団員:2名、厚労省職員1名(遺骨鑑定人) ※この他にパプアニューギニア国立博物館職員、考古学者同行

※ 遺骨収集団全体では2月13日から2月28日までの16日間、総勢23名で構成(厚生労働省職員含む)。遺骨収集団は現地に着後、3班に分派。1班はオロ州バゴウ村及び東セピック州、2班はマダン州及びモロベ州、3班はオロ州エオラクリークにて遺骨収集を実施。3班は急峻な山岳地帯のため、現地のエオラまでは、ポートモレスビーからヘリコプターを往復利用。また、現地のエオラでは宿泊施設がないためテントを設営。

### 戦闘経過

○1942(昭和17)年、日本軍南海支隊は、陸路にてポートモレスビーを攻略するため、ココダからスタンレー山脈を越えてポートモレスビーを目指した。一時はポートモレスビーまで約50kmのイオリバイワまで到着したが、ガダルカナル島方面の戦局の悪化に伴い、ココダ方面に退却を命じられた。

○10月28日の退却日時点、エオラクリークにおいては、歩兵第144連隊の3個大隊と歩兵第41連隊第2大隊が陣地を構築していた。「戦史叢書」等では、退却日当日、エオラクリーク上部稜線上に陣地を置いていた歩兵第144連隊第3大隊(桑田部隊)陣地が豪軍の攻撃を受け、退却に遅れた。



### 調査の根拠情報(平成27年度取得:豪州戦争記念館所蔵資料)

オーストラリア戦争記念館ウェブサイト公式戦史Chapter 9 - Eora Creek p.303

26-29 Oct DEFENCES OVERBURN 303

We called into them firing from the hip (said Lieutenant MacDougal afterwards). The forward section were kneeling out, but the men went on steadily, advancing from tree to tree until we were right through their machine gun and sniping positions. Suddenly they stopped and we were right through their machine gun positions and stumbled through the thick bush down the slope, shouting like frightened mink. It is a minute or two the moment that disappeared. We hurried well over 50 Japs next morning, though our own casualties were fairly light and there must have been many more that disappeared. Some of the dead Japanese were wearing Australian wrist watches. Before this Eora Creek fight the men had been saying that the Japanese wouldn't run. Eora Creek proved that he would.

During the action Corporal Pett, "five feet of dynamite" as a diarist described him, distinguished himself by knocking out four machine-gun posts single-handed.

Hutchinson's men had leisure time to examine the positions which had held them up for so long. These were based on a sort of central keep about 300 yards across. Radiating from this central position in four or five directions were outlying machine-gun posts. Although the Japanese showed no interest in locating themselves on the only water to be found in the area and this had finally allowed Hutchinson to get above them, an important factor in his final success. Obviously they had been in this position for a considerable time and, in a storehouse which it contained, the Australians found equipment of all kinds including machine-guns, mortars, a wireless set and information papers. A physical check on the morning after the battle revealed 69 dead bodies and there were certainly others which remained unaccounted. The day cost the 2/3rd Battalion 11 men killed and 31 wounded.

The turning of the Japanese right flank by the 2/3rd Battalion meant the end of the Japanese resistance at Eora Creek. On the morning of the 29th patrols of the 2/1st Battalion found the defences down and they walked unopposed into the position which they had spent the night on. They served so bitterly for almost a week. The battalion then took up the position along the track with the 2/2nd moving on their left and the 2/2nd in rear. There would be no more fighting for either the 16th or 21st Brigades during the last three days of October, but that which they had already done was only a prelude to days of blood and battles which lay ahead.

The Japanese, although beaten in the mountains, were making for their base on the north coast and they could be expected to fight stubbornly there. By the time General Horri reached Joribaiva he was at the end of his resources and his thin supply line across the range could no longer support him.

Source: Australian War Memorial, Canberra, NSW; G. Condon, NSW, 27 Oct 1942, 2/3rd Battalion, 2/1st Battalion, 2/2nd Battalion, 16th Brigade, 21st Brigade, 1st Division, 6th Division, 7th Division, 8th Division, 9th Division, 10th Division, 11th Division, 12th Division, 13th Division, 14th Division, 15th Division, 16th Division, 17th Division, 18th Division, 19th Division, 20th Division, 21st Division, 22nd Division, 23rd Division, 24th Division, 25th Division, 26th Division, 27th Division, 28th Division, 29th Division, 30th Division, 31st Division, 32nd Division, 33rd Division, 34th Division, 35th Division, 36th Division, 37th Division, 38th Division, 39th Division, 40th Division, 41st Division, 42nd Division, 43rd Division, 44th Division, 45th Division, 46th Division, 47th Division, 48th Division, 49th Division, 50th Division, 51st Division, 52nd Division, 53rd Division, 54th Division, 55th Division, 56th Division, 57th Division, 58th Division, 59th Division, 60th Division, 61st Division, 62nd Division, 63rd Division, 64th Division, 65th Division, 66th Division, 67th Division, 68th Division, 69th Division, 70th Division, 71st Division, 72nd Division, 73rd Division, 74th Division, 75th Division, 76th Division, 77th Division, 78th Division, 79th Division, 80th Division, 81st Division, 82nd Division, 83rd Division, 84th Division, 85th Division, 86th Division, 87th Division, 88th Division, 89th Division, 90th Division, 91st Division, 92nd Division, 93rd Division, 94th Division, 95th Division, 96th Division, 97th Division, 98th Division, 99th Division, 100th Division.

(1942年)10月28日~29日

上段の訳

マックドゥーガル中尉の回顧

「日本兵は自らの武器を捨て、斜面の厚い灌木に足をとられ、驚いた動物のようにうめき声をあげた。1分か2分の間に生存者は灌木の中に消えた。我々は次の朝(訳者注:29日のこと)に50名を優に越える日本人を埋めた。しかし我々の損害は非常に少なく、灌木の中には他の日本人死者もあつたに違いないが、我々は見つけることができなかった。」

下段の訳

「明らかに日本兵はこの陣地に非常に長い期間おり、オーストラリア兵が発見した貯蔵庫内には、機関銃、迫撃砲、無線機セットを含む全ての装備及び有益な情報資料が存在した。戦闘の翌朝に現場の調査をした結果、69名の死体を発見した。そして未発見のままのその他の遺体が残されているのは確かだった。その日、第2オーストラリア軍第3大隊は11名を失い、31名の戦傷者を出した。」

### ○エオラクリークでの戦闘における日本側と豪州側が保有する情報の比較

<日本側地図:ニューギニア戦記 小岩井光夫著>

<豪州側地図:豪国防省陸軍戦史部 ニコラス・アンダーソン著>

●上部陣地では、多くの遺骨が埋葬されていると推測⇒上部陣地で激しい戦闘があり、一部の部隊が逃げ遅れる。

●中継地点陣地付近では、1柱の遺骨(片腕なし)が埋葬されていると推測⇒電話線付近で1名戦死

●日本側の記録によると戦死者は、64名

●オーストラリア戦争記念館所蔵の「第2オーストラリア軍第3歩兵大隊の戦闘記録」によると、このエオラクリークの戦闘で「少なくとも69名の日本人が殺された」との記載有り。

結論 ⇒ 現地調査を行う地点は、「上部陣地」と「中継地点陣地」



## 南方等戦闘地域に関する情報(分析概況) ④

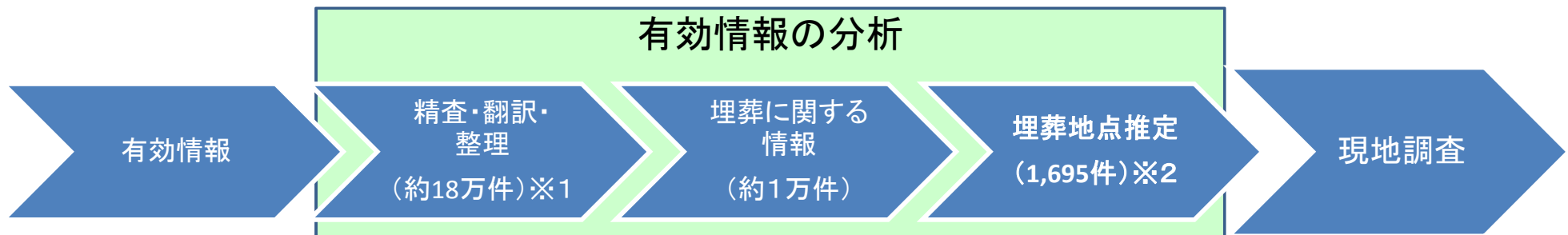
○ 各国の公文書館等における資料調査は平成29年度までに概了。資料調査の情報を遺骨収集につなげるためには、今後、現地での調査を行い、遺骨を確認する必要がある。

### (1) 各国の国立公文書館等における資料調査

	平成21～27年度		平成28年度		平成29年度		合 計			
	閲覧 ファイル数	取得 資料枚数	閲覧 ファイル数	取得 資料枚数	閲覧 ファイル数	取得 資料枚数	閲覧 ファイル数	取得 資料枚数	うち有効情報	うち参考情報
米国	24,235	86,330	8,798	24,002	7,680	52,594	40,713	162,926	100,811	62,115
豪州	6,208	38,116	4,505	19,317	633	2,863	11,346	60,296	24,471	35,825
英国	-	-	89	115	5,582	29,850	5,671	29,965	22,243	7,722
NZ	1,044	1,830	-	-	885	501	1,929	2,331	904	1,427
合計	31,487	126,276	13,392	43,434	14,780	85,808	59,659	255,518	148,429	107,089

有効情報: 日本兵を埋葬(又は日本兵が戦没)した場所の記載がある情報(例: ニューギニアA村(12.3-45.6地点)で日本兵を〇〇名埋葬した。)  
 参考情報: 戦闘状況報告、野戦病院所在地等その他手掛かりとなる情報(例: フィリピンB村で日本兵〇〇名を捕虜にした。)

### (2) 有効情報活用の流れ (平成31年3月末現在)



※1 1枚の資料中、複数の情報が含まれていることがあるため、枚数と件数は一致しない。

※2 有効情報のうち、埋葬地点に関する記述を含む情報を抽出・分析し、グリッド番号等の記載から、おおよその現在地を推定。

## 南方等戦闘地域に関する情報(分析概況) ⑤

○有効情報の分析の結果推定された埋葬地点(戦域ごと)は以下のとおり。

※情報(場所や被埋葬者の人数等)の詳しさの程度は様々。過去に収容を行った場所と重なる可能性もある。また、埋葬地点の推定に至った情報以外にも、戦没地点の推定に至った情報等を保有している。

平成31年3月末現在

戦域	埋葬地点推定
フィリピン	625
マリアナ諸島	71
パラオ諸島	8
マーシャル・ギルバート諸島	7
東部ニューギニア	315
ビスマーク・ソロモン諸島	277
インドネシア	40
西イリアン	44
北ボルネオ	9
ミャンマー	82
インド	35
オーストラリア	3
沖縄	177
その他	2
計	1,695

# 南方等戦闘地域に関する情報(海外資料調査)に基づく調査回数の機械的試算 ①

## 【1回の派遣で調査を行うことができる箇所数の試算】

- 平成30年度は、戦友等から得られた情報等に基づき、32回の派遣を行い、949箇所の調査を実施。
- 地域によって1回あたり実施箇所数に差があるが、概ね1回の派遣で約20箇所の調査を行っている」と試算。

平成30年度 調査派遣実績(南方)

地域名	概要	年間実施回数	調査実施箇所数	1回当たり実施箇所数
フィリピン	年間 2回 18カ所	2	18	9
マリアナ諸島	年間 6回 189カ所 サイパン51カ所、テニアン127カ所、グアム11カ所	6	189	32
パラオ諸島	年間 4回 84カ所 ペリリュー69カ所、アンガウル13カ所、コロール2カ所	4	84	21
マーシャル・ギルバート諸島	年間 1回 21カ所 ウオッセ21カ所	1	21	21
東部ニューギニア	年間 6回 33人 102カ所	6	102	17
ビスマーク・ソロモン諸島	年間 6回 45人 454カ所	6	454	76
ミャンマー	年間 4回 31カ所	4	31	8
インド	年間 2回 45カ所	2	45	23
国内	年間 1回 5カ所 西之表市5カ所	1	5	5
合計		32	949	約30＝平均値

【平均的な調査実施箇所数】  
約20

※ 1回当たり実施箇所数の最大値(ビスマーク・ソロモン諸島)・最小値(国内)を除いた7地域の平均値を求め、平均的な調査実施箇所数とした。  
 ※ 調査実施箇所には現地の方からの聞き取りによる調査地点を含む。



## 南方等戦闘地域に関する情報(海外資料調査)に基づく調査回数<sup>②</sup>の機械的試算

### 【必要な派遣回数<sup>②</sup>の試算】

- 海外資料調査で埋葬地点の推定に至った情報を調査する場合に必要な派遣回数を地域別に試算したところ、1,695地点(平成31年3月末現在)を最低1回調査するのに必要な派遣回数は約80回。
- 調査の結果を令和6年度までの集中実施期間内に遺骨収集に結びつけるためには、令和2年度から令和5年度までの間に調査を集中的に実施する必要がある。

調査派遣実施回数(南方等戦闘地域)

戦域	埋葬地点推定数	推定された埋葬地点を調査するのに必要な派遣回数 (30年度の平均的な調査力所数約20カ所で実施。小数点以下は切り上げ)
フィリピン	625	32
マリアナ諸島	71	4
パラオ諸島	8	1
マーシャル・ギルバート諸島	7	1
東部ニューギニア	315	16
ビスマーク・ソロモン諸島	277	14
インドネシア	40	2
西イリアン	44	3
北ボルネオ	9	1
ミャンマー	82	5
インド	35	2
オーストラリア	3	1
沖縄	177	
その他	2	1
合計	1,695	約80

※ 沖縄については、沖縄県に事業を委託しているため、調査回数の試算には含めていないが、埋葬地に関する情報は沖縄県と共有している。  
 ※ このほか、戦友等から得られた情報等に基づき、派遣を行う予定。

## 旧ソ連抑留中死亡者埋葬地に関する情報(埋葬地資料)

- 平成3年にゴルバチョフ旧ソ連大統領が訪日した際、「捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」が締結された。
- この協定に基づき死亡者名簿及び埋葬地に関する資料が旧ソ連より提供され、平成3年度から遺骨収集を実施している。
- また、モンゴルからも埋葬地に関する資料が提供され、遺骨収集を実施してきている。
- 現在、62か所の埋葬地に関する情報を保有。今後この情報に基づき、調査を実施する。

### 【旧ソ連】

- 日本側資料のみの埋葬地を含め、情報を保有している埋葬地の総数は657埋葬地。
- うち、212埋葬地について収容を概了しており、290埋葬地については物理的理由等(※)により収容が困難、61埋葬地については今後調査・収容を行う。

※ 物理的理由等:外国人合同埋葬、宅地化・農地化、地形変化(湖に埋没等)等。

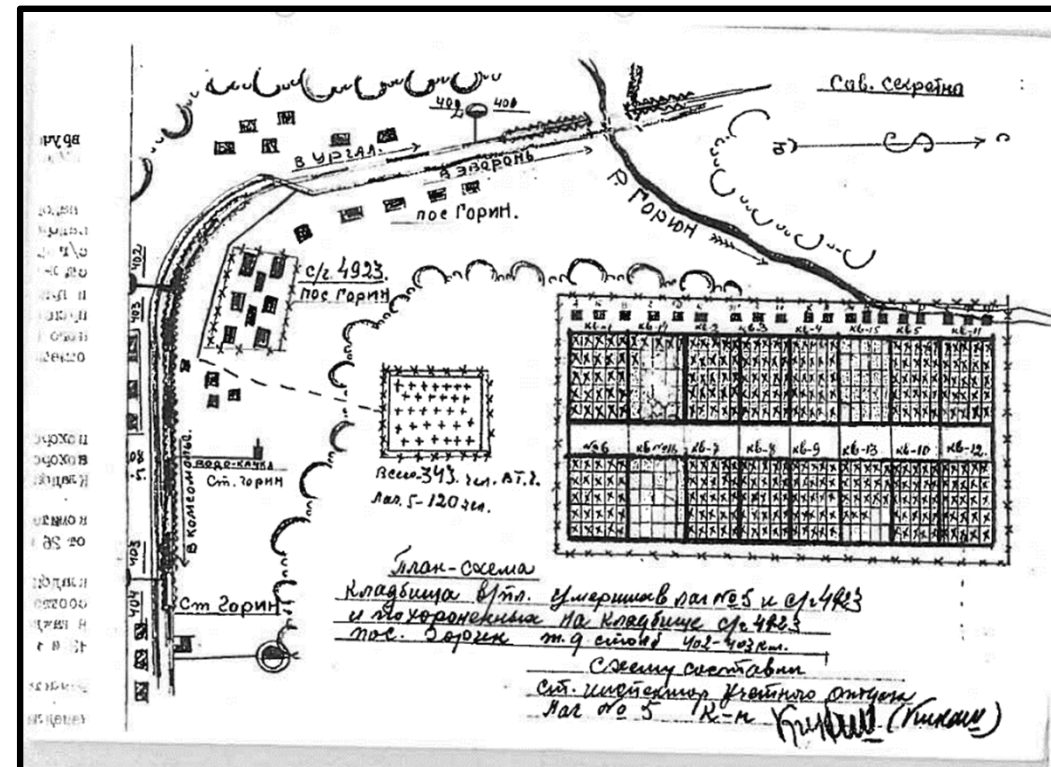
657の内訳	212 収容終了
	61 今後調査収容予定
	94 引き続き資料提供を求める、既存資料の精査を行う
	290 収容困難

- その他94埋葬地については、埋葬地資料はあるものの埋葬地の場所を特定する資料がないため、引き続きロシア側に資料提供を求めるとともに、既存資料の精査を行う予定。

### 【モンゴル】

- 情報を保有している埋葬地の総数は16埋葬地。
- うち、12埋葬地について収容を概了しており、4埋葬地については場所が特定できていないが、そのうち1埋葬地について新たな情報があることから、調査を行う予定。

(参考)提供された埋葬図の例



## 旧ソ連抑留中死亡者埋葬地に関する情報(埋葬地資料)に基づく調査回数 of 機械的試算 ①

### 【1回の派遣で調査を行うことができる箇所数の試算】

- 平成30年度は、抑留中死亡者埋葬地に関する資料に基づき、6回の派遣を行い、16箇所の調査を実施。(※抑留中死亡者埋葬地については、従来、埋葬地に関する資料を情報源として調査を行っている。)
- 概ね1回の派遣で、約3箇所の調査を行っている と試算。

平成30年度 調査派遣実績(旧ソ連)

地域名	概要	年間実施回数	調査実施箇所数	1回当たり実施箇所数
旧ソ連	年間 6回 16カ所 ハバロフスク地方3カ所、ザバイカル地方3カ所、クラスノヤルスク地方1カ所、ブリヤート共和国・イルクーツク州2カ所、アムール州1カ所、カザフスタン共和国6カ所	6	16	約3

## 旧ソ連抑留中死亡者埋葬地に関する情報(埋葬地資料)に基づく調査回数の機械的試算 ②

### 【必要な派遣回数試算】

- 今後調査を行うこととしている埋葬地全てを調査する場合に必要な派遣回数を試算したところ、62埋葬地を最低1回調査するのに必要な派遣回数は約20回。
- 調査の結果を令和6年度までの集中実施期間内に遺骨収集に結びつけるためには、令和元年度から令和3年度までの間に調査を集中的に実施する必要がある。

### 調査派遣実施回数 (旧ソ連抑留中死亡者埋葬地)

戦域	埋葬地数	埋葬地を調査するのに必要な派遣回数 (30年度の平均的な調査カ所数約3カ所を実施。)
旧ソ連	62	約20

## 集中実施期間における目標設定について

- 残る集中実施期間(令和元年度～令和6年度)において、できるだけ多くの遺骨を収集するためには事業を計画的に進めることが必要。
- 海外資料調査等により得られた埋葬地に関する情報について、現地での調査を計画的に実施することとすれば、集中実施期間における目標は、以下のように考えられるのではないか。

### 【集中実施期間における目標の考え方】

- 南方等戦闘地域については、従来より実施してきた戦友等から得られる情報に基づく調査に加えて、現時点までに海外資料調査から得られた情報に基づき、調査を要する埋葬地点を令和2年度から令和5年度にかけて可能な限り調査することを目標とし、その調査の結果を踏まえ、令和3年度から令和6年度に遺骨収集を集中的に行う。
- 旧ソ連抑留中死亡者埋葬地については、現時点において調査を要する埋葬地を令和元年度から令和3年度にかけて可能な限り調査することを目標とし、その結果を踏まえ、令和6年度までに遺骨収集を集中的に行う。
- ※ 機械的な試算によれば、今までに海外資料調査等により得られた埋葬地の情報について現地での調査を最低1回行うための事業量は、南方等戦闘地域約80回、旧ソ連抑留中死亡者埋葬地約20回となるが、調査の進捗に応じてさらに見直ししていく必要がある。
- ※ 目標達成のためには、厚生労働省が日本戦没者遺骨収集推進協会と連携し、以下の点について検討する必要がある。
  - ・ 派遣団の人材確保(遺骨鑑定人や現地での実務を熟知した人材を含む)の方策。
  - ・ 雇用の手法の検討を含め、若い世代が事業に参加する環境の整備(高齢者と若い世代が一緒になり、協力して参加してもらうことにより、世代間の経験の継承が期待される。)
  - ・ 遺骨収集の参加者の安全・健康への配慮。
  - ・ 指定法人である日本戦没者遺骨収集推進協会のマネジメントの強化。
  - ・ 厚生労働省の指導監督体制の強化。
  - ・ 情報のさらなる精査:重複や既に調査済み箇所の確認等。
  - ・ 戦友等から得られた情報と海外資料調査で得られた情報とを合わせた結果に基づく効率的な実施。

**第 1 回及び第 2 回検討会議における御意見について  
(事務局説明資料)**





# 第1回及び第2回戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議における御意見

## 1. 目標設定による事業の計画的推進及び事業実施体制の見直し・強化

### <現状及び課題>

- 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」は、平成28年度から令和6年度までを遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間としている。また、政府は遺骨収集推進法に基づき、集中実施期間中の基本計画を策定しているが、具体的な目標は定められていない。
- 海外における戦没者数は240万人であり、相手国の事情等により収容が難しいものなどを除き、約59万柱の遺骨が収容できていない状況。
- 遺骨収集を計画的かつ着実に推進するためには、集中実施期間の3分の1を終えた現時点で、目標を設定する必要がある。
- 現在、遺骨収集は、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会が情報収集及び遺骨収集を一括して受託している。また、厚生労働省は、企画立案等に加え、より難度の高い調整業務や、情報の集中的な整理分析を行っている。
- 推進協会の構成団体の会員等から構成される政府派遣団に現地通訳等を加えた調査団又は収集団が、現地調査や遺骨収集を行っている。地域によっては、現地の鑑定人や現地政府の職員等が同行する場合もある。
- 派遣団は、多くの場合、高温・多湿の僻遠の地で、決して良好とはいえない環境において、1～3週間に亘り、人力・手作業を含む作業を行っている。近年は、学生ボランティアなどの若年層も参加しているが、戦友、遺族等の高齢化が課題となっている。

### <御意見の概要>

#### ①目標について

- 112万柱がまだ海外に眠り、およそ60万弱が可能性として残っている中で、近年の収容数は1000柱を切っている状況。その辺を含めてトータル的なプランを考える必要がある。また、この会議の趣旨は今後の6年間でどのようにするかである。厚労省から推進協会に情報を落として、できることをやるしかない。
- 集中実施期間における目標は、短期、中期、長期で段階を踏んだ形で目標設定するのが現実的。人材確保や体制整備を集中実施期間終了後どうするのが漠然としたままだと、細かい議論ができない。そのような意味で長期的なグランドデザインを議論する必要がある。少なくとも見通しを立てておく必要がある。
- 収集の目標設定は必要だと思う。遺族の方々の期待を考えれば、できる限り多くの収集をすることと実現可能性との間でぎりぎりの作業をした上での目標があるべき。第1段階、第2段階と、段階的な目標設定を考えるべきではないか。収集作業をする人の問題、現地政府の協力を含め、現時点でやり得る努力は最大限にすべき。残る部分については、将来にわたってのものとして、次なる目標の中で処理していくべき。
- 現地での遺骨収集を行う際に、今年度はどこをやる、あるいは何年間にわたってどこの地域を優先的にやるといった計画はあるのか。情報が完璧であることはあり得ない。人員の限界、相手国政府の対応がある中で、この事業を進めていかなければならない。目標設定をすること、グランドデザインが大事ということは承知しているが、それと同時に当面の6年間何をしていかなければならないかを、例えば、地域的な優先を考えたいほうが良いのではないかと思う。例えば夏はロシアに重点を置く、秋以降は南方の中でも特に重点を置く地域を優先するなどが考えられるのではないか。

## ②海外資料調査等で得られた埋葬地に関する情報について

- 情報収集にも限界があると思う。遺族会の会員の方から情報をいただきながら、実際に調査する際には推進協会等と相談しながら予定を組む。生の情報はそのような積み重ねで出てくるもの。これは9年でできる問題ではないので、グランドプランを組むことと同時にこのような取組も必要である。
- 情報収集についても、この段階でなされていること、なすべきことを尽くしているのか、厳格に検証すべき。情報は公式ルートだけでは入っていない側面がある。非公式情報を上手く持ってくるという努力において十分であったかどうかということも含めて、全部洗いざらいやっていくべき。
- 成果をあげるためには、関係者間の意思疎通が大事である。情報がフィードバックされる関係が重要。

## ③人材の確保について

- 推進協会は、大きな期待を持って作られた団体である一方で、年間1000体を切っており、協会を作ってやるようになってから能率が落ちているのではないかという批判も聞いたことがあるが、情報が非常に乏しくなっていることに加えて、非常に困難な地域だけが残されて行っていることから、精一杯やってもこの程度である。法律の期待しているところには追いつかないということで、9年間の集中期間のもう3分の1が過ぎた、あとどうすると言われると、焦りと途方に暮れるような気持ちになる。
- 推進法ができて、自発的に自分たちの調査の計画・立案ができるということが、厚労時代に比べて大変良かった点だと思っている。しかしながら、推進協会になってから、高齢者とアルバイトが事務局をやっているという状況であり、成果は当然落ちざるを得ないと認識している。
- 現在の派遣は、短期で団員が行って帰ってくるため、実際の作業時間等に制約がある。継続的に団員を交代しながら派遣するといった派遣方法の検討をしてほしい。
- 後継者をどうやって育成していくかが課題。ボランティアに頼るということだけだと、限界が出てきてしまうように思うので、できれば推進協会の中で、有期雇用の形で、常にこの問題にかかわっていくような人々、若い人たちを育てていくということが大事なのではないかと思うし、できればこの会合でそうした方向を打ち出して欲しい。
- 遺骨収集の担い手をボランティア重視にしていくのか、厚労省が主管で行っていてよいのか、戦後70年が経過して、例えばドイツでは戦没者の遺骨をどのようにしているのか参考にするなど、幅広く考えるべきである。
- 遺骨収集には、若い方が行って、次を継いでくれるのが一番いいが、若い人たちだけではなくて、経験者である高齢者が一緒になって遺骨収集をし、一片残らず収集をすることも必要である。
- 若い世代の戦争に対する記憶が風化している。若い人にボランティアとして参加していただくことで、人手としてのみならず、戦争の悲惨さ、平和の尊さを学んでいただく良い機会である。行政としてボランティアへの側面的支援を行うべきであり、メディアへの働きかけを含めて、そのような機運作りが大事である。

## <第1回及び第2回検討会議における御意見を踏まえたまとめ>

- 事業の実施に当たっては、遺骨の所在に関する情報が遺骨収集の出発点となることから、できるだけ正確で詳細な情報を収集する必要があるところ、関係者の高齢化により、戦友等からの情報が、今後さらに減少していくと見込まれる中で、遺骨収集をさらに推進するためには、交戦国の国立公文書館等に保管されていた日本人戦没者の埋葬に関する資料から得られる情報が重要ではないか。
- 南方等戦闘地域については、遺骨収集推進法及び「戦没者の遺骨収集に関する基本計画」（平成28年5月31日閣議決定）に基づき、海外資料調査を実施したところ、平成29年度までに調査を概了し、埋葬地点を推定できる有効情報を計1695件入手している。
- 旧ソ連抑留中死亡者埋葬地については、旧ソビエト連邦政府との協定に基づき、埋葬地に関する資料が提供されており、当該資料に基づき、今後調査・収容を実施する予定の埋葬地が61カ所存在し、その他、モンゴルにおいて今後調査・収容を実施する予定の埋葬地が1カ所存在する。
- 残る集中実施期間（令和元年度～令和6年度）において、できるだけ多くの遺骨を収集するためには事業を計画的に進めることが必要であることから、上述の海外資料調査等により得られた埋葬地に関する情報について、現地での調査を計画的に実施するための目標を定めることが適当ではないか。
- 具体的には、
  - ・ 南方等戦闘地域については、従来より実施してきた戦友等から得られる情報に基づく調査に加えて、現時点までに海外資料調査から得られた情報に基づき、調査を要する埋葬地点を令和2年度から令和5年度にかけて可能な限り調査することを目標とし、その調査の結果を踏まえ、令和3年度から令和6年度に遺骨収集を集中的に行う。
  - ・ 旧ソ連抑留中死亡者埋葬地については、現時点において調査を要する埋葬地を令和元年度から令和3年度にかけて可能な限り調査することを目標とし、その結果を踏まえ、令和6年度までに遺骨収集を集中的に行う。こととすることが適当ではないか。
- ※ 機械的な試算によれば、今までに海外資料調査等により得られた埋葬地の情報について現地での調査を最低1回行うための事業量（派遣回数）は、南方等戦闘地域約80回、旧ソ連抑留中死亡者埋葬地約20回となるが、調査の進捗に応じてさらに見直ししていく必要があるのではないか。
- ※ 目標を達成するためには、厚生労働省及び「一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会」（以下「推進協会」という。）が連携し、以下の点について具体策を検討し、実施する必要があるのではないか。
  - ・ 派遣団の人材確保（遺骨鑑定人や現地での実務を熟知した人材を含む）の方策。
  - ・ 雇用の手法の検討を含め、若い世代が事業に参加する環境の整備（高齢者と若い世代が一緒になり、協力して参加してもらうことにより、世代間の経験の継承が期待される。）。
  - ・ 遺骨収集の参加者の安全・健康への配慮。
  - ・ 指定法人である日本戦没者遺骨収集推進協会のマネジメントの強化。
  - ・ 厚生労働省の指導監督体制の強化。
  - ・ 情報のさらなる精査：重複や既に調査済み箇所の確認等。
  - ・ 戦友等から得られた情報と海外資料調査で得られた情報とを合わせた結果に基づく効率的な実施。



## 2. 鑑定の今後のあり方

### <現状及び課題>

- DNA鑑定は、記名のある遺留品等から遺族が推定できる場合に、遺族からの申請に基づいて実施。血縁関係が確認できた場合に、遺骨を返還。  
平成28年度からは、記名のある遺留品等がなくても、その遺族に対しDNA鑑定を呼びかける試行的取組を沖縄で実施。これまでのところ、血縁関係の認められる遺族は見つかっていない。
- 古い遺骨でも比較的DNA型情報の保存状態が良いとされる歯を検体として、DNA鑑定を実施。また、平成29年4月からは、「DNA鑑定人会議」における議論も踏まえ、四肢骨も検体として採取し、DNA鑑定を実施。  
側頭骨錐体部もDNAの保存状況が良く、検体として適しているとの意見がある。
- 我が国では、死者を弔うため、慣習として、広く焼骨が行われている。現在は、戦没者遺骨からDNA鑑定用の検体を採取した後に、残りの遺骨を、慰霊行事の一環として、現地で焼骨している(焼骨・追悼式を実施。)  
現地での焼骨を行うべきではないとの意見もある。
- 平成15年の「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書」は、戦没者遺骨から得られたDNA分析結果の学術的価値を認識しつつも、戦没者及び遺族のプライバシー保護の観点からDNA鑑定のデータの学術的利用は慎重であるべきであるとしている。  
遺族の理解を得て、研究・学術目的での情報や技術の積極的な利用が認められると、若い研究者も増え、今後の人材確保の観点からもよいのではないかとの意見がある。

### <御意見の概要>

#### ①DNA鑑定の現状について

- 現在、戦没者遺骨のDNA鑑定に用いているSTR法については、既に確立された極めて信用度の高い手法。
- DNA鑑定においては、絶対に間違いが無いと確信を持ったものをお返してきている。今後も正確に自信を持ってやってきた方針を急に変えるべきではない。
- 外国、特に米国と比較した場合、米国は全ての兵士の歯などの記録を取っているという違いがある。記録もない中、集団比較をしているのは自分たちだけであり、手法をこの目的のために作りながら、絶対間違い無いというレベルでやっている。仮に1人に間違えて返すと、本来返すべき人とあわせて2人分間違えることになってしまう。外国と比較しても、これまでの事例を含めた判定レベルは、絶対負けない。70年前の遺骨をこれだけ調べている機関は他にない。

#### ②DNA鑑定の限界について

- 一般にDNA鑑定はすぐく万能と思われるところがあるが、今まで戦没者遺骨の鑑定をやった経験から、非常に限界もあると感じている。遺族の期待との間には乖離がある。十分な説明が必要。一般の方を含め、会議の構成メンバーにも、その限界、難しいということについて、認識をともにしていきたい。

#### ③DNA鑑定に対する遺族の考えについて

- 浅村構成員からの報告に「遺族は、違っている可能性があっても引き取りたいという気持ちはあるのか」とあったが、そのような気持ちは絶対はない。確信がある場合のみ返していただき、違っているかわからない場合は返していただかなくて結構である。
- DNA鑑定の水準が高いとは伺っていた。検体を提出すればすぐにわかると認識されているが、大変厳しい実情を知った。北方は希望があるが、南方のDNA鑑定は難しいことが分かった。遺留品も名前が消えているなど南方は難しい。そうした中で遺骨が混在している地域があり、アジア系同士だと見極めができず、持ち帰れない。なんとかならないか。現地から日本に遺骨を持ち帰ることに最重点をおいていただきたい。
- DNA鑑定の遺族側のDNAについて、沖縄で検体の提供の呼びかけを行ったところ、2割しか申し込みがなかった。これは予想外であった。一方で、遺族も高齢化しており元気うちにDNAの保管をしてほしいと言っている遺族もいる。遺族側のDNA情報のデータベース化にも取り組んでいただきたい。

#### ④DNA鑑定の実施体制の充実について

- 今後鑑定対象の拡大等を行うのであれば、鑑定体制の強化、DNA鑑定機器の費用やDNA鑑定を行う人材の確保が必要。

#### ⑤鑑定に用いる検体の採取部位について

- 側頭骨の錐体部もDNAの保存状況が良く、検体として適している。南方は基本的に焼骨をしないで持ち帰るのが良いのではないかな。

#### ⑥現地における焼骨について

- 遺骨の一部を検体として採取した上で、遺骨を現地で焼骨しているが、直ちにやめていただきたい。自分が36、7年前くらいに遺骨収集に参加した際には、一晩かけて丁寧に焼骨していた。しかし、H24年に参加した際には、数時間で油をかけて焼骨をしていた。箱に収まらないと、遺骨を手で押すようにして入れて損壊している。派遣期間が短縮されそのようなことがまかり通っている。ある遺族は、米軍の火炎放射器で焼かれ、油をかけてまた焼かれ、2度焼かれていると言っていた。現地焼骨はやめるべき。
- 南方は基本的に遺骨を焼骨しないで持ち帰るのが良いのではないかな。
- 南方はわからないが、ロシアだと、DNA鑑定に適した部位は複数とれる。遺骨を全部日本に持って帰れるのかなという懸念。検体として取れるところは取って、その他は現地で焼骨するやり方でよいのではないかな。どんなに風が吹いていても現地焼骨を行うと、炎も煙もすぐに日本に向かっていく。遺族としては、この50年、60年眠った土地に感謝をしながらお骨にして連れて帰ってあげたい。皆そう感じている。現地焼骨は遺族にとって大切なものである。
- 現地で焼骨しない場合のコスト、遺骨の保管場所や管理費など、考えられる土台がいくつかできた。
- 現地での焼骨に関しては遺族の意見もあるので、丁寧に考える必要がある。

#### ⑦形質人類学的鑑定について

- 日本人類学会から遺骨鑑定人の人材派遣をしている縁で意見をいうと、遺骨の鑑定はそれなりに時間がかかるし、鑑定自体ができる日本の研究者はそれほど多くない。そういう人間をいかに組み込んでいくかである。鑑定のボランティア的な制度というのはもう限界があるのではないかと個人的には思っている。

#### ⑧次世代シーケンサによるSNP分析や安定同位体比分析といった新技術の応用について

- SNP分析や安定同位体比分析などの新しい技術は、人種など帰属集団の分析等に役立つ技術と考えられることから、これらの研究を進める必要がある。

#### ⑨遺骨から得られた情報や技術の学術的利用及び研究振興について

- 戦没者の身元特定や出身地の特定に資するという前提のもと、プライバシーに配慮しつつ、遺族団体の理解を得た上で、戦没者遺骨から得られた情報や技術の積極的な学術的利用を認めるべき。諸外国はそのように対応している。
- 父が命をかけて守った国であるが、今の平和な国は父たちだけで作ったとは思っていない。父たちが命をかけたことが、再び、未来に貢献できるなら、是非、学術的利用を行っていただきたい。

#### ⑩南方等の戦闘地域で収容された遺骨のDNA鑑定の今後の方針について

- 鑑定については浅村先生にご説明いただいた方向でよいと考える。
- 集中実施期間の残りはあと6年。議論の中でこれはできるのではないかなという点もいくつかある。父系・母系の両方からDNAを提出してもらう点はできそうである。



## <第1回及び第2回検討会議における御意見を踏まえたまとめ>

### <DNA鑑定の実施体制について>

- 鑑定の安定的な実施や鑑定機関の技術の向上のためには、下記のような取組が考えられる。厚労省が必要な支援を行うべきではないか。
  - ・ 鑑定を実施する大学の数が増えるような取組の実施
  - ・ 鑑定を実施している大学の研究者が、鑑定に専念できる体制の確保
  - ・ 戦没者遺骨に関する研究の推進
  - ・ 戦没者遺骨から得られた情報・技術の学術的利用の推進
  - ・ 上記取組を通じた人材育成
- 米国国防総省捕虜・行方不明者調査局（DPAA）との協力をさらに推進することも重要ではないか。

### <鑑定に用いる検体の採取部位について>

- DNA抽出の可能性を高めるため、側頭骨の錐体部も検体として持ち帰ることとしてはどうか（現地で錐体部を切り出すことはせず頭蓋骨を持ち帰る）。その場合、ほぼ全ての遺骨を焼骨せずに持ち帰ることになる。

### <現地における焼骨について>

- 遺族等関係者の合意が得られることを前提として、原則として、現地で焼骨をせずに、日本でDNA抽出の後に焼骨することについてどう考えるか。（仮に現地で焼骨を行わない場合も、現地で追悼式は実施する。）
- なお、遺骨を焼骨せずに持ち帰る場合、遺骨の移送手段や、本邦に送還した後、遺族への伝達又は千鳥ヶ淵戦没者墓苑等への納骨までの間の保管場所、保管コスト等について、厚生労働省において検討すべきではないか。
- 現地にて戦没者を慰霊する目的から、遺骨を荼毘に付していることも踏まえ、仮に今後、遺骨を焼骨せずに持ち帰る場合であっても、現地において今後も追悼式を挙行する等、戦没者への慰霊を遺漏無く丁寧に実施すべきではないか。

### <形質人類学的鑑定について>

- 今後とも安定して遺骨収集事業を遂行するため、戦没者の遺骨の形質人類学的鑑定に習熟した人材を育成する必要があるのではないか。

### <新技術の応用について>

- これまで戦没者遺骨のDNA鑑定に用いてきた手法に加え、次世代シーケンサによるSNP解析や安定同位体比分析といった新たな鑑定技術についても、厚労省として可能な支援を検討すべきではないか。

<学術的利用及び研究振興について>

- 遺族の理解を得て、研究・学術目的での情報や技術の積極的な利用が認められると、今後の人材確保の観点からもよいのではないか。戦没者の尊厳や遺族のプライバシーに配慮した上で認めるべきではないか。

<南方等の戦闘地域で収容された遺骨のDNA鑑定の今後の方針について>

- 南方等戦闘地域の遺骨について、記名のある遺留品等がないケースにおいてDNA鑑定を実施した場合、
  - ・ 遺骨の保存状況が悪いこと
  - ・ 戦没者の母集団が大きいこと
  - ・ 全員が申請するわけではないため、未だ申請していない人の中により確からしい人がいる可能性があること
  - ・ 今後新たに遺骨が収容される可能性があることから、身元特定は非常に難しいことが見込まれる。

そうした中でも、今後、南方等の戦闘地域の戦没者遺骨についてDNA鑑定を実施する場合は、

- ・ 推定される戦没者数が一定数以下など、母集団が絞り込める地域から取り組む。
  - ・ 推定される戦没者数に対し、その収容地で収容された遺骨（検体）の数の割合が多い地域から取り組み、遺族へ呼びかけを行う。
  - ・ 戦没者に遺伝的に近い遺族、具体的には、父親から男子に遺伝するY染色体DNAや、母親から子に遺伝するミトコンドリアDNAを共有する関係にある者の両方から、DNAを提出していただいた方が、身元判明の可能性が高まることの説明を、より一層丁寧に行う。
- ことが考えられるのではないか。その場合、鑑定体制の充実が不可欠。

- また、厚生労働省においては、なるべく多くの遺族に申請してもらえよう、また、DNA鑑定について正しく理解してもらえよう、積極的な広報に努めるべきではないか。

### <法医学鑑定WG報告(第2回、浅村構成員)>

#### 1. 報告にあたっての前提

- あくまで科学的な面から見た現状を報告するということ、「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」の各機関の技術は、世界的なスタンダードを超えているということとを報告の前提としたい。

#### 2. DNA鑑定の現状及び限界について

##### ①現状の評価

- 現在、戦没者遺骨のDNA鑑定に用いているSTR法(Short Tandem Repeatと呼ばれる短い塩基(DNAを構成する物質)の繰り返し回数に着目して個人を識別する)については、既に確立された極めて信用度の高い手法である。鑑定技術に関して米国よりも遅れているのではないかと思う方もいるかもしれないが、我々の水準は世界的なスタンダードを超えており、最先端であると自負している。
- DNA鑑定は厳密に実施してきており、遺族へ遺骨をお返しするに当たっては、鑑定人会議のメンバーの総意として、血縁関係に確信を持った場合にのみ返してきている。曖昧な結果でお返ししたことはなく、今後もこの方針を堅持していくべきだというのが主流の意見。
- 血縁関係を完全に否定することも完全に肯定することもできないケースは、今までお返ししていないが、違っている可能性があっても引き取りたいと望む遺族がいるかどうか。間違っていることを覚悟しても引き取る気持ちがあるのかどうかは、我々は判断できない。

##### ②DNA鑑定の限界について

- 遺族は、DNA鑑定を実施すれば遺族が判明するはずなのにやってもらえないという認識をされているかもしれないが、そうしたDNA鑑定についての遺族側の考えや期待していることと、DNA鑑定の実際との乖離がかなり大きい。その乖離を埋める方策・努力が必要。一般には、DNA鑑定はすごく万能だと思われるが、専門家の立場では必ずしもそうとは言えず、限界がある。
- DNA鑑定のSTR法は犯罪捜査で始まったものなので、想定される対象が生存する人であるのに対し、我々が鑑定している対象は戦没者遺骨であり、その鑑定には多くの困難がある。犯罪捜査の場合、容疑者が絞られてるが、こちらは絞られていない。絞られていたとしても数百人、数千人という単位。南方は何十万という母集団になることも想定される。また、同じ人のDNAを調べるのではなく、血縁関係で調べるのではるかに確率が下がる。
- 沖縄については戦没者遺骨19万の内、18万が焼骨済であり、残っているDNA鑑定対象となりうる遺骨が少ないことから個人の特定に結びつけることが困難。焼骨済みの中にもっと確からしい人がいる可能性を考える必要があり、容易にはお返しできない。
- どれくらい身元特定ができるかは、母集団の数、DNA鑑定に資する正確なDNA型が抽出できている遺骨の数、鑑定を申請する御遺族の数による。シベリアと異なり、沖縄のように母集団の絞り込みができないところでは、必然的に御遺族に返せる遺骨はなかなか見つからないということになってしまう。
- 経験則から、母集団が1,000人より大きい場合等には身元特定が難しくなる。特定の地域における部隊の人数等の絞り込みを綿密にしない限りは、DNAの検査が幾ら上手くいったとしても、身元特定に結びつかないのが現実であり、今後母集団を限定できない南方の遺骨をやっていく場合も、身元特定は困難だと予想される。
- 身元特定をするには、遺骨の数だけでなく、遺族側の数も母集団に見合うぐらい十分多いことが必要。仮に戦没者数と同数の遺族が申請してくれば、DNA型がきれいとれた遺骨については、身元特定ができるが、現在までの経験からいって、申請していただける遺族はある程度限られている。

### ③DNA鑑定の実施体制について

- 遺族のDNA鑑定数は約3,000件であるが、遺骨の検査については約20人の鑑定人が約16年かけて約9,000件のDNA鑑定を実施してきた。中には3回、4回と検査をするものもある等、遺骨の検査には、一般に想像されるよりもはるかに多くの手間がかかっている。また、それを専門機関ではなくて、わずか十数の大学で行っている。
- 通常の研究業務がある中で、その合間に鑑定を実施している現状。厚労省から各大学に実費(分析試薬の費用)が払われているが、人件費等は貰っていないため、大学の給料を貰っている職員を時間外で、大学の仕事とは別の仕事に充てるような状況。研究成果を公表することができないので、研究面で見ると「ボランティア」。DNA鑑定は使命感でやっており、このモチベーションがなくなれば成り立たなくなる。
- 現在の体制には限界があり、今後鑑定対象を広げるのであれば、鑑定機関を増やして体制の充実を図る必要がある。

### ④学術的利用及び研究振興について

- DNA鑑定機器の費用やDNA鑑定を行う人材の確保のために、国による予算上の支援が必要。
- 日本人類学会として鑑定の専門員を随分出しているが、何をやっているのかという研究成果の発表ができないので続く者のリクルートが難しい。
- 遺族の理解を得て、研究・学術目的での情報や技術の積極的な利用が認められると、現状で分析が難しい遺骨に対しても解明されるような研究の発展もあり得るし、若い研究者も増え、今後の人材確保の観点からもよいのではないか。
- 研究者の利益のために遺骨を研究に使っているとの批判を避けるためにも、遺族を代表する者などの意向を考慮する必要。
- 研究成果を応用する予算措置、体制整備がなされれば、研究の進歩により鑑定精度を更に増せるかもしれない。

### 【WGの議論を踏まえたまとめ】(再掲)

- ・ 現在、戦没者遺骨のDNA鑑定に用いているSTR法については、既に確立された極めて信用度の高い手法。
- ・ DNA鑑定においては、絶対に間違いが無いと確信を持ったものをお返ししてきている。今後も、正確に自信を持ってやってきた方針を急に変えるべきではない。
- ・ DNA鑑定には限界があり、遺族の期待との間には乖離がある。十分な説明が必要。
- ・ 今後鑑定対象の拡大等を行うのであれば、鑑定体制の強化、DNA鑑定機器の費用やDNA鑑定を行う人材の確保が必要。
- ・ 戦没者の身元特定や出身地の特定に資するという前提のもと、プライバシーに配慮しつつ、遺族団体の理解を得た上で、戦没者遺骨から得られた情報や技術の積極的な学術的利用を認めるべき。諸外国はそのように対応している。



### 3. 技術面での進展について

#### 【次世代シーケンサによるSNP分析について】

- 世界中の現代人の集団に関するSNP(特定の集団の遺伝子の塩基配列中に見られる変異)データの蓄積が進んでおり、集団の遺伝的な特徴の捕捉が容易となってきた。ベースとなる母集団のSNPデータは多ければ多いほど、集団の特徴を捕捉しやすい。
- 各集団にはそれぞれ遺伝的な特徴があり、次世代シーケンサ(DNA配列の新たな読み取り技術を用いた装置)によるSNP分析により、帰属する集団をある程度正確に把握できる。ただし、血縁関係の特定まで応用することは、現時点では難しい。

#### 【安定同位体比分析について】

- 集団によって、遺骨に含まれる元素(炭素、ストロンチウム等)の同位体(例えば、炭素には $^{12}\text{C}$ 、 $^{14}\text{C}$ があり、質量が異なる)の比率に差異があることから、母集団の同位体比に係るデータを蓄積し、照合することで、一定程度分解や風化の進んだ遺骨、焼骨済でDNAが採取できない遺骨についても、帰属する集団をある程度推定しうる。
- 帰属する集団をある程度正確に把握できることから、米国等も注目している技術。活用に当たっては、母集団のデータを参照する必要があることから関係国との協力が必要。

#### 【WGの議論を踏まえたまとめ】(再掲)

- ・ SNP分析や安定同位体比分析などの新しい技術は、人種など帰属集団の分析等に役立つ技術と考えられることから、これらの研究を進める必要がある。

### 4. 検体の採取について

#### ①採取部位について

- DNA情報の保存状態や扱いやすさを考慮すると、検体としては歯が最も望ましい。従来の歯や四肢骨に加え、側頭骨錐体部も、検体の対象として適している。
- 検体の採取部位については、歯の採取を最優先とし、四肢骨と側頭骨錐体部を並列で考えるのが適当である。

#### ②現地における焼骨について

- 遺骨収集派遣において、現地で形態学的に人種鑑定を行う場合、派遣期間中に鑑定を終える必要があるため、時間的制約がきつく、不正確な鑑定にもなりかねない。焼骨せずに全て日本へ持ち帰り、日本で鑑定ができるようになれば、鑑定に参加できる人類学者は恐らく増え、鑑定精度の向上も期待できる。現地での鑑定の負担を軽減し、日本での仕事を多くするという方向に仕組みを変えるべき。
- 南方は基本的に骨を焼骨しないで持って帰るというふうに変えるのが一番良い。そうすれば検体の採取部位について歯か錐体なのかなど気にしなくても良くなる。遺骨を現地で分けるよりは、一旦持ち帰り、時間をかけて形態から見直すというシステムにした方が良い。
- 検体を持ち帰って保管する場合は、温度・湿度が徹底的に管理されるような施設で保管される必要がある。

#### 【WGの議論を踏まえたまとめ】(再掲)

- ・ 側頭骨の錐体部もDNAの保存状況が良く、検体として適している。
- ・ 南方は基本的に遺骨を焼骨しないで持ち帰るのが良いのではないかと。



## 5. 今後の南方等戦闘地域の戦没者遺骨のDNA鑑定のあるり方について

- 戦没者遺骨のDNA鑑定については、北方で収容した遺骨、南方で収容した遺骨で議論を分けるべきである。  
北方に関しては、まず問題無くDNAが出ている。  
南方で収容した遺骨についても、STR法で、DNA情報が全く抽出できないわけではなく、埋葬状態によっては個人を特定できる情報を得ることができる場合があり得る。  
しかしながら、北方に比べ気候条件等によりDNA情報が断片的で短くなっていることから、全般的に個人を特定可能な十分な情報を得ることは難しい場合が多い。
- 今回のWGの議論の中では母集団を北方のように絞り込むことのできない南方の場合はDNA鑑定だけで個人を識別することが非常に難しいのではないかと  
いう意見がかなり多くを占めていた。専門家としてそのような考えを持っているということを理解してもらえるようにすべき。
- どれくらい身元特定ができるかは、母集団の数、DNA鑑定に資する正確なDNA型が抽出できている遺骨の数、鑑定を申請する御遺族の数による。シベリア  
と異なり、沖縄のように母集団の絞り込みができないところでは、必然的に御遺族に返せる遺骨はなかなか見つからないということになってしまう。(再掲)
- 経験則から、母集団が1,000人より大きい場合等には身元特定が難しくなる。特定の地域における部隊の人数等の絞り込みを綿密にしない限りは、DNAの検  
査が幾ら上手くいったとしても、身元特定に結びつかないのが現実であり、今後母集団を限定できない南方の遺骨をやっていく場合も、身元特定は困難だと予  
想される。(再掲)
- マッチングの確率を上げるためには、DNA鑑定に資する遺骨の検体数に加え、遺族側の検体数も多くないといけない。場所を絞るやり方もあるのではないか。
- 遺伝的な近さは親族関係の近さと異なる。親族から提供されるDNAが父系(父親から男子に遺伝するY染色体のDNA)と母系(母親から子に遺伝するミトコン  
ドリアのDNA)の双方で戦没者と繋がっていると、鑑定がやりやすく、身元が特定される確率が高くなる。そのことを事務局から検体を提供しようという遺族によく  
説明する必要がある。
- 南方の場合は、DNA鑑定を行っても個人特定に至らない可能性がかなり高く、SNP分析や安定同位体比分析により、日本人であるかどうかを判断すること  
がその次の段階に来るのではないか。

### 【WGの議論を踏まえたまとめ】(再掲)

- 南方等戦闘地域の遺骨について、記名のある遺留品等がないケースにおいてDNA鑑定を実施した場合、
  - ・ 遺骨の保存状況が悪いこと
  - ・ 戦没者の母集団が大きいこと
  - ・ 全員が申請するわけではないため、未だ申請していない人の中により確からしい人がいる可能性があること
  - ・ 今後新たに遺骨が収容される可能性があることから、身元特定は非常に難しいことが見込まれる。  
そうした中でも、今後、南方等の戦闘地域の戦没者遺骨についてDNA鑑定を実施する場合は、
  - ・ 推定される戦没者数が一定数以下など、母集団が絞り込める地域から取り組む。
  - ・ 推定される戦没者数に対し、その収容地で収容された遺骨(検体)の数の割合が多い地域から取り組み、遺族へ呼びかけを行う。
  - ・ 戦没者に遺伝的に近い遺族、具体的には、父親から男子に遺伝するY染色体DNAや、母親から子に遺伝するミトコンドリアDNAを共有する関係にある者の  
両方から、DNAを提出していただいた方が、身元判明の可能性が高まることの説明を、より一層丁寧に行う。  
ことが考えられるのではないか。その場合、鑑定体制の充実が不可欠。

### 3. 関係機関・諸外国との連携

#### <現状及び課題>

##### ○ 外務省との連携協力

- ・ 戦没者の遺骨収集を推進するために関係国の政府と協議等が必要な地域について、外務省の協力を得て、各国当局と協議等を実施。外務省と連携し、相手国との協力覚書や協定の締結に努めている。
- ・ 戦没者の遺骨収集を実施するに当たり、海外での遺骨収集が円滑に進むよう、関係在外公館から支援を得ている。
- ・ 外務省内に平成25年7月に設置した「遺骨帰還タスクフォース」の活性化等により協力体制を強化。

##### ○ 防衛省との連携協力

- ・ 東京都小笠原村硫黄島(全島が海上自衛隊及び航空自衛隊の基地)における戦没者の遺骨収集については、昭和43年以降、防衛省の支援を受け実施しており、遺骨収集団等の人員や收容された遺骨等の輸送支援、滑走路地区の掘削・遺骨收容のための技術的知見の提供等の支援を得ている。
- ・ また、海外で收容した遺骨についても、護衛艦等による本邦への送還、遺骨引渡式への協力といった支援を得ている。

##### ○ フィリピンについては、昨年5月に、フィリピン政府との間で、遺骨収集事業に係る協力覚書の署名に至り、その後、同年10月に調査派遣を開始。

##### ○ インドネシアについては、先月25日に、インドネシア政府との間で、遺骨収集事業の実施のための協定の署名に至った。今後、今年度内の事業再開を目指す。

##### ○ 米国政府における遺骨収集事業の実施機関のDPAA(米国防総省捕虜・行方不明者調査局)との連携については、本年4月、協力覚書の署名に至った。覚書は、両国の戦没者の遺骨の所在や両国の遺骨収集活動の計画、あるいは、遺骨のDNA鑑定及び安定同位体比分析の技術について、情報交換を行うこと等を内容としている。今後、DPAAとの情報交換や技術面での交流をさらに深めていく。

#### <御意見の概要>

##### ①関係機関との連携

- 遺族会の団員は遺児を中心としており、かなり高齢になっているという実態がある。今後さらに遺骨の収集を促進するということになれば、今まで以上に僻地、厳しいところの収集に向かわないと結果がでない。そうした中、専門的な知識あるいは訓練を受けた者であり、総合的に力のある自衛隊に協力いただきたい。
- 外地において、遺骨収集を担当する専門官が少しずつ配置されているが、国の責務として、窓口になる大使館や領事館に専門官を配置し、いつでも対応できるように積極的に取り組んでほしい。

##### ②諸外国との連携

- フィリピンは昨年覚書が締結され、遺骨収集が可能になったが、まだ効率的に活動ができていないと聞いている。具体的に効率的に実施してほしい。インドネシアも先日協定が結ばれたと聞いている。速やかに遺骨収集を再開してほしい。
- 日本の鑑定が最先端であるとのことだが、米国が最先端というイメージもあるが、米国の鑑定機関との連携を進めていくべきなのか。外国との協力はありうるのか。(再掲)

#### <第1回及び第2回検討会議における御意見を踏まえたまとめ>

- 集中実施期間における遺骨収集事業をより一層強力で推進するため、関係省庁との連携協力体制について、今後も堅持していくことが重要ではないか。
- 今後も、護衛艦等による遺骨の送還や硫黄島における遺骨收容作業等について、厚生労働省と防衛省は密接に連携すべきではないか。
- 遺骨収集事業の実施は、收容地となる相手国の協力が不可欠であり、相手国との信頼関係の構築等について、厚生労働省と外務省は緊密に連携すべきではないか。また、今後も、現地の遺骨収集団等と在外公館職員が緊密に連携する体制の維持に引き続き取り組むことが重要ではないか。

## 4. 全体まとめ

### <第1回及び第2回検討会議における御意見を踏まえた全体まとめ>

- 戦後70年以上が経過し、遺族が高齢化するなか、今なお御帰還いただけていない多くの戦没者に一日も早く御帰還いただくため、まずは、残された集中実施期間において、厚生労働省をはじめ、外務省や防衛省といった関係行政機関及び推進協会が一丸となり、本とりまとめの内容に基づき、必要な財政上の措置を講じた上で、事業を着実に推進するべきではないか。
- 事業の推進のためには、国民の理解が不可欠であることから、今後、本とりまとめの内容の広報等を通じ、厚生労働省は、遺骨収集事業に対する国民の理解が一層深まるよう努めるべきではないか。